

地方における業務説明会 参考資料

金融庁

平成23年9月

目次

I. 震災後の金融庁の主な対応 （説明資料未掲載分） P 1
II. 我が国金融システムを巡る状況 P 6
III. 国際的な金融規制改革への対応 P20
IV. 金融の円滑化 （説明資料未掲載分） P45
V. その他 P50

I .震災後の金融庁の主な対応 (説明資料未掲載分)

金融上の措置の要請

○ 震災の発生(3月11日)直後から、被災者に対し金融上の措置を適切に講ずるよう、金融機関に繰り返し要請

【主な要請内容】

- ・ 預金通帳や印鑑を紛失した場合における預金の払戻しへの柔軟な対応
- ・ 震災のため支払いができない手形・小切手の不渡処分についての配慮
- ・ 貸出金の返済猶予や貸出の迅速化
- ・ 生命保険金・損害保険金の簡易・迅速な支払い 等

(参考:発出した要請文)

3月11日 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」

3月20日 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」

3月23日 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について」

※ 11日の要請は、金融担当大臣と日本銀行総裁の連名。20日、23日の要請は監督局長名。

⇒被災した金融機関を含め、各金融機関は、要請を踏まえて適切に対応

規制・検査・監督上の特例措置

- 被災地の実情を踏まえ、金融庁では、通常時のルールを緩和ないしは弾力的に運用する特例を措置

【主な特例措置等】

- ・ **有価証券報告書等の提出期限の延長**
 - 震災の影響により、金融商品取引法に基づく開示書類(有価証券報告書等)が期限内に提出できない可能性が生じていることを踏まえ、提出期限を9月末に延長
- ・ **「犯罪収益移転防止法」の施行規則の一部改正**
 - 本人確認対象取引から義援金振込を除外するなど本人確認手続を緩和
- ・ **金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化**
 - 震災の影響により、債務者の実態把握が困難な場合等を踏まえた自己査定に係る特例を措置
 - 今般の震災による赤字・延滞を「一過性」のものと判断できる場合には、債務者区分の引き下げを行わなくてもよいことを明確化
- ・ **金融機関等の報告の提出期限の弾力化**
 - 被災金融機関等が期限どおりに必要な報告書類を監督当局に提出できない場合、弾力的に対応

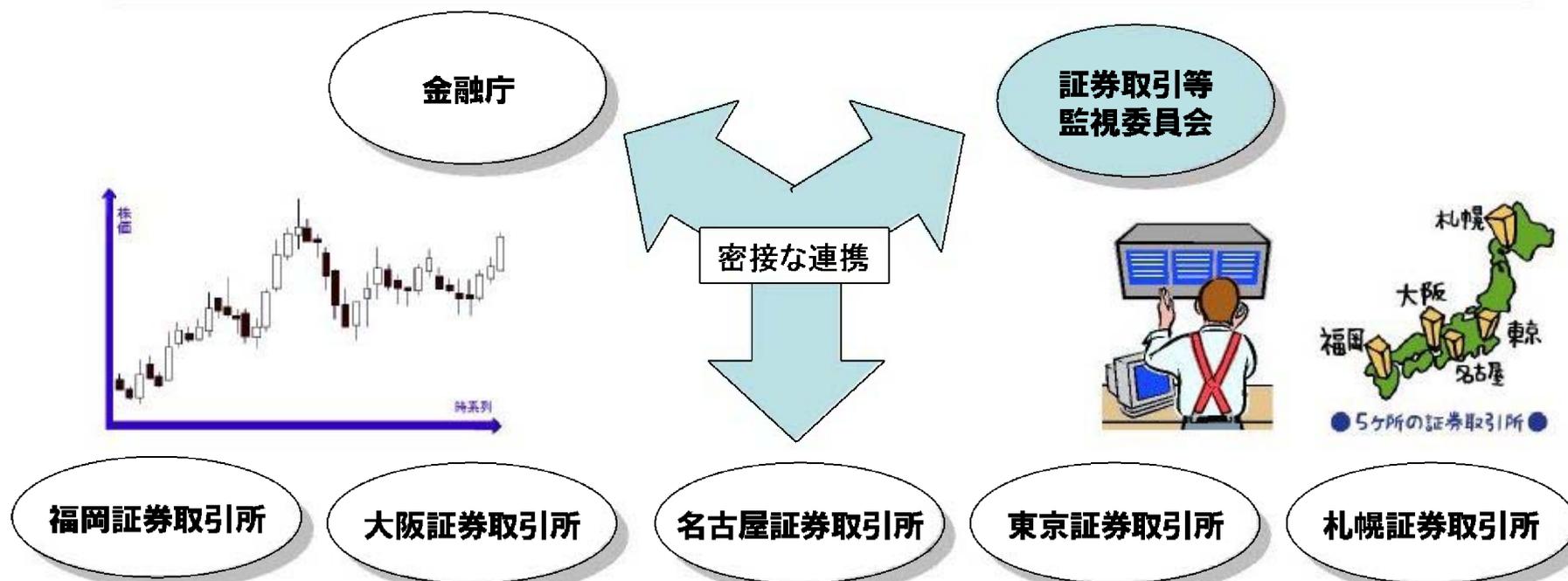
災害の発生に乗じた不適切な取引の監視

3月13日（日）金融担当大臣談話（抄）

金融市場及び証券市場については、システム等は正常に作動しており、3月14日以降も、円滑な経済活動を確保する観点から、通常通り、取引が行われることとなっています。

その際、当庁においては、災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行ってまいります。

具体的には、証券取引等監視委員会や証券取引所等の関係者と連携して、売付けの際に株の手当てのない空売り規制(Naked Short Sellingの禁止)等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処してまいりたいと考えています。



夏期の電力需給対策について

	東京・東北電力管内	関西電力管内	北陸・中国・四国・九州 ・中部電力管内
政府全体の取組み	<p>5月13日の電力需給緊急対策本部において、「夏期の電力需給対策について」を決定</p> <p>▶ピーク期間・時間帯※の使用最大電力の抑制を原則として、 ▲15%の削減</p> <p>※ 東京電力管内：7月1日～9月22日の平日の9時～20時 東北電力管内：7月1日～9月9日の平日の9時～20時</p> <p>▶大口需要家（契約電力500kW以上）に対しては、電気事業法第27条による使用制限</p> <p>▶複数の大口需要家が共同し、総体として▲15%の削減を達成する「共同使用制限スキーム」を措置</p> <p>▶システムセンターなど安定的な経済活動・社会生活に不可欠な設備や被災者の求めに応じている施設に対する制限緩和などの特例措置</p> <p>◎ 8月30日の電力需給に関する検討会合において、電気事業法第27条による電気の使用制限について、①東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地は9月2日、②東京電力管内は9月9日をもって終了することを決定</p>	<p>7月20日の電力需給に関する検討会合において、「西日本5社の今夏の需給対策について」を決定</p> <p>▶ピーク期間・時間帯※において、使用最大電力の抑制を基本として、全体として、▲10%以上を目標に節電に取り組む</p> <p>※ 7月25日～9月22日の平日の9時～20時</p> <p>▶電気事業法第27条の発動による需要抑制は行わない</p> <p>▶東京・東北電力管内における制限緩和措置（左記）の考え方も参照して、それぞれの事情を勘案した節電に取り組む</p>	<p>7月20日の電力需給に関する検討会合において、「西日本5社の今夏の需給対策について」を決定</p> <p>▶国民生活及び経済活動に支障を与えない範囲内での節電に取り組む（数値目標は設定せず）</p>
金融庁の取組み	<p>1. 銀行、信金、信組、第一種金商業者、保険会社等 節電行動計画及び実施結果について、銀行法第24条等の業法に基づき報告徴求</p> <p>2. 他の金融機関（貸金業者、銀行代理業者等） 節電行動計画及び実施結果の報告を求める担当課長等名の要請文を发出</p> <p>3. 全銀協等の業界団体等 夏期の電力需要抑制に取り組むよう求める担当課長等名の要請文を发出</p> <p>※節電行動計画の実施期間 東京電力管内：7月1日～9月22日の平日の9時～20時 東北電力管内：7月1日～9月9日の平日の9時～20時</p> <p>※提出期限 節電行動計画：6月22日 実施結果：東北電力管内は10月7日、東京電力管内は10月21日</p>	<p>1. 銀行、信金、信組、第一種金商業者、保険会社等 節電行動計画及び実施結果の報告を求める監督局長名の要請文を发出</p> <p>2. 他の金融機関等（貸金業者、銀行代理業者、業界団体等） 夏期の電力需要抑制に取り組むよう求める担当課長等名の要請文を发出</p> <p>※節電行動計画の実施期間：7月25日～9月22日の平日の9時～20時</p> <p>※提出期限：節電行動計画は8月5日、実施結果は10月21日</p>	<p>金融機関等に対して、夏期の電力需要抑制に取り組むよう求める担当課長等名の要請文を发出</p>

Ⅱ. 我が国金融システムを 巡る状況

我が国の金融を巡る主な出来事①

	経済情勢・政府の不良債権処理策等	主な破綻・合併等	金融制度・会計制度等
1993 (H5) 年	1月 「共同債権買取機構」発足 5月 都銀各行、初めて不良債権額を公表 (総額8兆4553億円)	2月 日本住宅金融の再建案決定	4月 銀行・証券等の相互参入を進める一連の金融制度改革法施行
1995 (H7) 年	12月 住専問題処理、閣議決定 (1次ロス処理に8850億円の予算措置など)	3月 東京・三菱銀行、合併を発表 8月 兵庫銀行 (破綻) 9月 大和銀行NY支店で巨額損失事件発覚	
1996 (H8) 年	6月 住専処理法成立、預金保険法改正 (平成13年3月まで預金の全額保護) 9月 整理回収銀行設立		11月 橋本首相、「日本版「ビッグバン」構想発表
1997 (H9) 年	6月 日本銀行法改正、独占禁止法改正、金融システム改革のプラン発表	4月 日産生命の破綻処理 (業務停止命令) 10月～ 銀行・証券会社の連続破綻 (拓銀、山一証券、三洋証券、徳陽シティ銀等)	
1998 (H10) 年	2月 金融安定化法成立 6月 金融システム改革法成立、金融監督庁発足 10月 金融再生関連4法、早期健全化法成立 12月 金融再生委員会発足	3月 21行への資本増強承認 10月 長銀 (特別公的管理) 12月 日債銀 (特別公的管理)	3月 金融持株会社関連2法の施行 3月期 土地再評価法適用開始 10月 「金融再生法」及び「金融機能早期健全化法」施行
1999 (H11) 年	4月 金融監督庁、「金融検査マニュアル」公表、住管機構・整理回収銀行合併、整理回収機構設立	3月 大手15行への資本増強承認 4月 第二地銀5行 (破綻) ～10月 8月 DKB・富士・興銀、統合計画を発表 9月 地域銀行4行への資本増強承認 (以降平成13年11月までの間に13行への資本増強承認) 10月 住友・さくら銀行、合併を公表	3月期 税効果会計の早期適用 11月 繰延税金資産にかかる監査実務指針 12月 民事再生法成立
2000 (H12) 年	5月 預金保険法改正 (破綻処理制度、資本増強制度の恒久化、預金等全額保護の特例措置延長 (～H14.3)) 7月 金融庁発足	6月 新生銀行発足	5月 金融商品販売法成立、投信法・SPC法改正、証券取引法改正 9月期 金融商品の時価会計導入 (政策株への適用は13年9月期)
2001 (H13) 年	4月 政府・与党、緊急経済対策を決定 (銀行の保有株式買い上げ機構創設、3年間で不良債権処理終了など) 6月 骨太の方針 (不良債権処理状況の点検等) 8月 金融庁、「証券市場構造改革プログラム」公表 10月 改革先行プログラム (主要行の特別検査等)	1月 あおぞら銀行発足 4月 金融庁、ソニー銀行・IYバンク銀行に銀行免許交付 5月 預金等全額保護の特例措置延長 9月 大和銀行・あさひ銀行、経営統合で基本合意と発表 12月 石川銀行 (破綻)	6月 短期社債振替法成立 (CPペーパーレス化) 8月 財務会計基準機構発足 9月 「私的整理に関するガイドライン」策定
2002 (H14) 年	8月 金融庁、「証券市場の改革促進プログラム」公表 10月 金融庁、「金融再生プログラム」公表 12月 預金保険法改正 (決済用預金全額保護の恒久化、当座・普通預金等全額保護の特例措置延長 (～H17.3))	3月 金融庁、承継銀行 (ブリッジバンク) 設立を決定 (石川・中部銀行の受け皿に) 中部銀行 (破綻)	1月 銀行等保有株式取得機構設立 6月 証券決済システム改革法成立 (国債・社債のペーパーレス化)

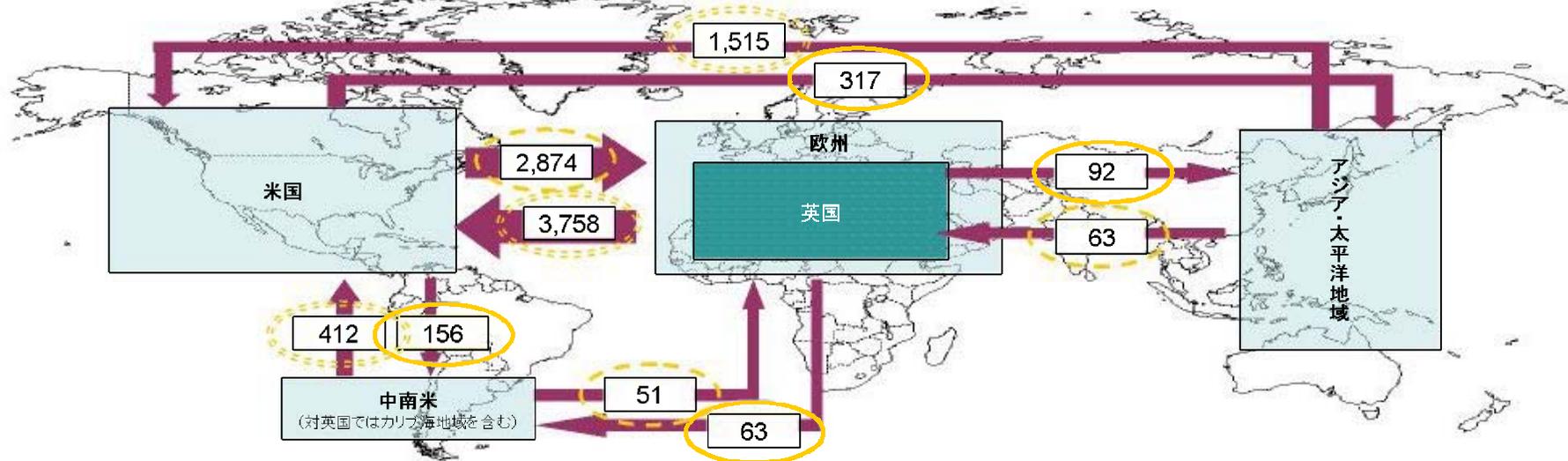
我が国の金融を巡る主な出来事②

	経済情勢・政府の不良債権処理策等	主な破綻・合併等	金融制度・会計制度等
2003(H15)年	7月 銀行等保有株式取得機種の機能拡充（8%拠出金の廃止）	4月 決済用預金全額保護の恒久措置開始 5月 金融危機対応会議開催（りそな銀行に対する資本増強の必要性を認定） 11月 金融危機対応会議開催（足利銀行を特別危機管理下に）	4月 日本郵政公社発足 5月 産業再生機構、業務開始（～H19.3）、公認会計士法改正、証券取引法改正（証券仲介業制度の創設）
2004(H16)年	4月 公認会計士・監査審査会発足 12月 金融庁、「金融改革プログラム」公表	4月 新生銀行が普通銀行へ転換 7月 UFJ・三菱東京F6、経営統合発表 8月 金融機能強化法の施行 10月 金融庁がUFJを検査忌避で刑事告発	3月期 固定資産の減損会計早期適用開始 6月 証券取引法改正（銀行による証券仲介業務の解禁、課徴金制度の導入等）、決済合理化法成立（株券ペーパーレス化） 11月 金融先物取引法改正（外為証拠金）
2005(H17)年	3月 金融庁、「金融改革プログラム工程表」公表 4月 ベイオフ解禁の実施 5月 主要行の平成16年度決算（速報ベース。不良債権比率2.9%）公表。不良債権比率半減目標達成	10月 金融庁、明治安田生命に対し行政処分 11月 金融庁、東京三菱銀行・UFJ銀行に対し合併認可書交付	6月 証券取引法改正（公開買付規制の適用範囲見直し等） 11月 銀行法改正
2006(H18)年		4月 あおぞら銀行が普通銀行へ転換（これにより全ての長期信用銀行が普通銀行へ） 金融庁、三井住友銀行に対し行政処分 5月 金融庁、損害保険ジャパンに対し行政処分 6月 金融庁、三井住友海上火災保険に対し行政処分	6月 金融商品取引法制成立 12月 貸金業法改正
2007(H19)年	7月 金融庁、ベター・レギュレーションへの取組みを開始 12月 金融庁、「金融・資本市場競争力強化プラン」公表	2月 金融庁、三菱東京UFJ銀行に対し行政処分	6月 公認会計士法改正、電子記録債権法成立 10月 ゆうちょ銀行・かんぽ生命品営化
2008(H20)年	11月 金融庁、貸出条件緩和が円滑に行われるための措置を実施 12月 金融庁、自己資本比率規制の一部弾力化を実施	3月 金融庁、足利銀行の受皿を選定 7月 足利銀行に係る特別危機管理の終了 10月 大和生命（破綻） 12月 改正金融機能強化法の施行	6月 金融商品取引法改正（プロ向け市場の創設、ETFの多様化、ファイアーウォール規制の見直し、銀行・保険グループの業務範囲拡大、課徴金制度の見直し等） 10月 時価会計における「公正価値」の算定方法の明確化
2009(H21)年	3月 金融庁、「金融円滑化のための新たな対応について」公表（特別アライアング・集中検査の実施等） 銀行等保有株式取得機種の株式買取りの再開、専業法人からの買取りの柔軟化等 6月 銀行等保有株式取得機種の買取り対象の拡大（優先株式等） 12月 中小企業金融円滑化法施行	3月 金融庁、改正金融機能強化法に基づく地域銀行3行への資本参加を決定 9月 金融庁、改正金融機能強化法に基づく地域銀行3行への資本参加、全国信用協同組合連合会に対し信託受益権等の買取りを決定 11月 中央三井トラストHD・住友信託銀行、経営統合を発表 12月 金融庁、改正金融機能強化法に基づく地域銀行2行への資本参加を決定	6月 金融商品取引法改正（信用格付業者に対する規制の導入、金融ADR制度の創設、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ等）、資金決済法成立
2010(H22)年	12月 金融庁、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」を公表	3月 金融庁、改正金融機能強化法に基づく地域銀行2行への資本参加を決定 9月 日本振興銀行（破綻）、初のベイオフ実施 武富士、会社更生手続開始の申立て	5月 金融商品取引法改正（店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、証券会社の連結規制・監督の導入等） 11月 保険業法改正（17年改正時に共済事業を行っていた団体の規制の特例の導入）
2011(H23)年	3月 東日本大震災発生 中小企業金融円滑化法改正（期限の1年延長、金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進等） 6月 金融機能強化法改正		5月 金融商品取引法改正（ライツ・オファリングに係る開示制度等の整備、英文開示の範囲拡大、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応等）、預金保険法改正（住専債権に係る二次損失の処理等） 7月 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」策定

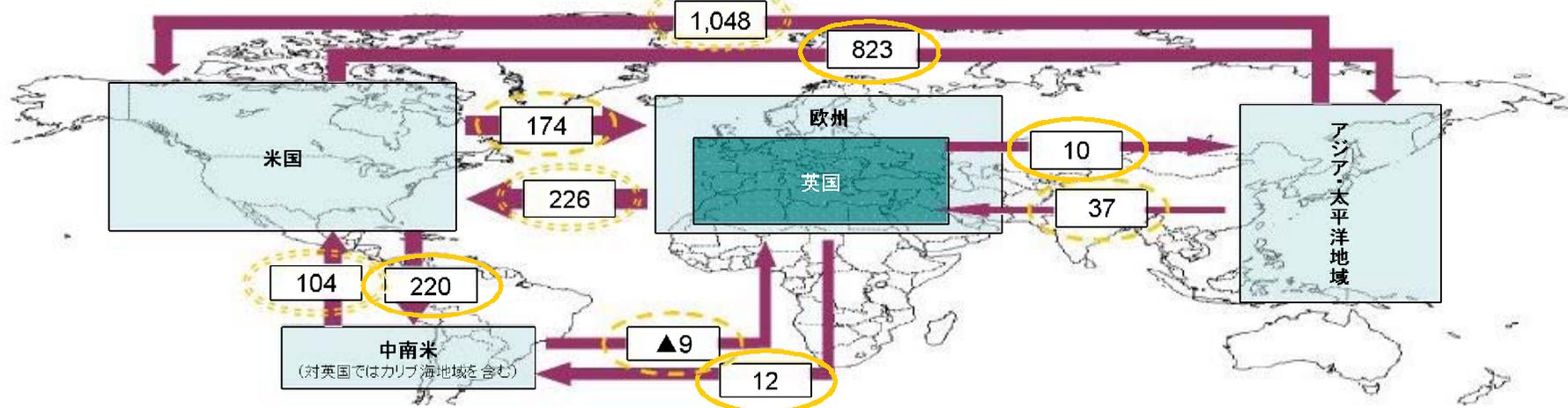
世界経済の動向(グローバルな資金の流れ)

【金融危機前(2007年第2四半期)】

(単位:億ドル)



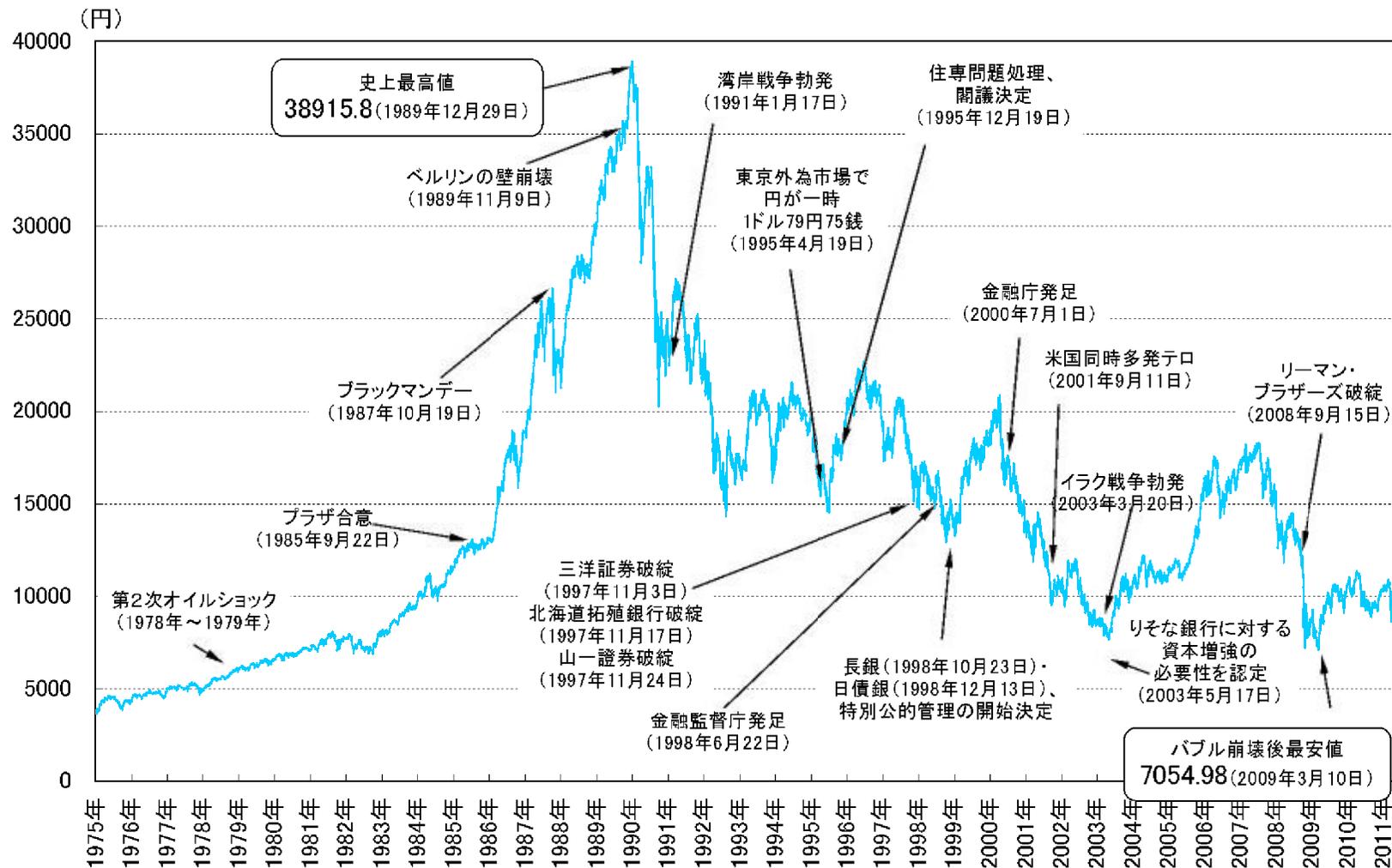
【金融危機後(2010年第4四半期)】



- 注) 1. 投資収支(民間および公的部門の直接投資、証券投資、貸付・借入等の合計)から見た資金の流れ。-(マイナス)は流れが逆方向(リパトリエーション)であることを示す。
 2. 英国とアジア・太平洋地域の間は、銀行部門のみで、【金融危機後】の数値は2009年第4四半期のもの。
 3. データ制約から、欧州・英国と中南米や、中南米とアジア・太平洋地域間の資金の流れは捕捉できていない。
 出所) 米国商務省、Bank of England

日経平均株価の推移

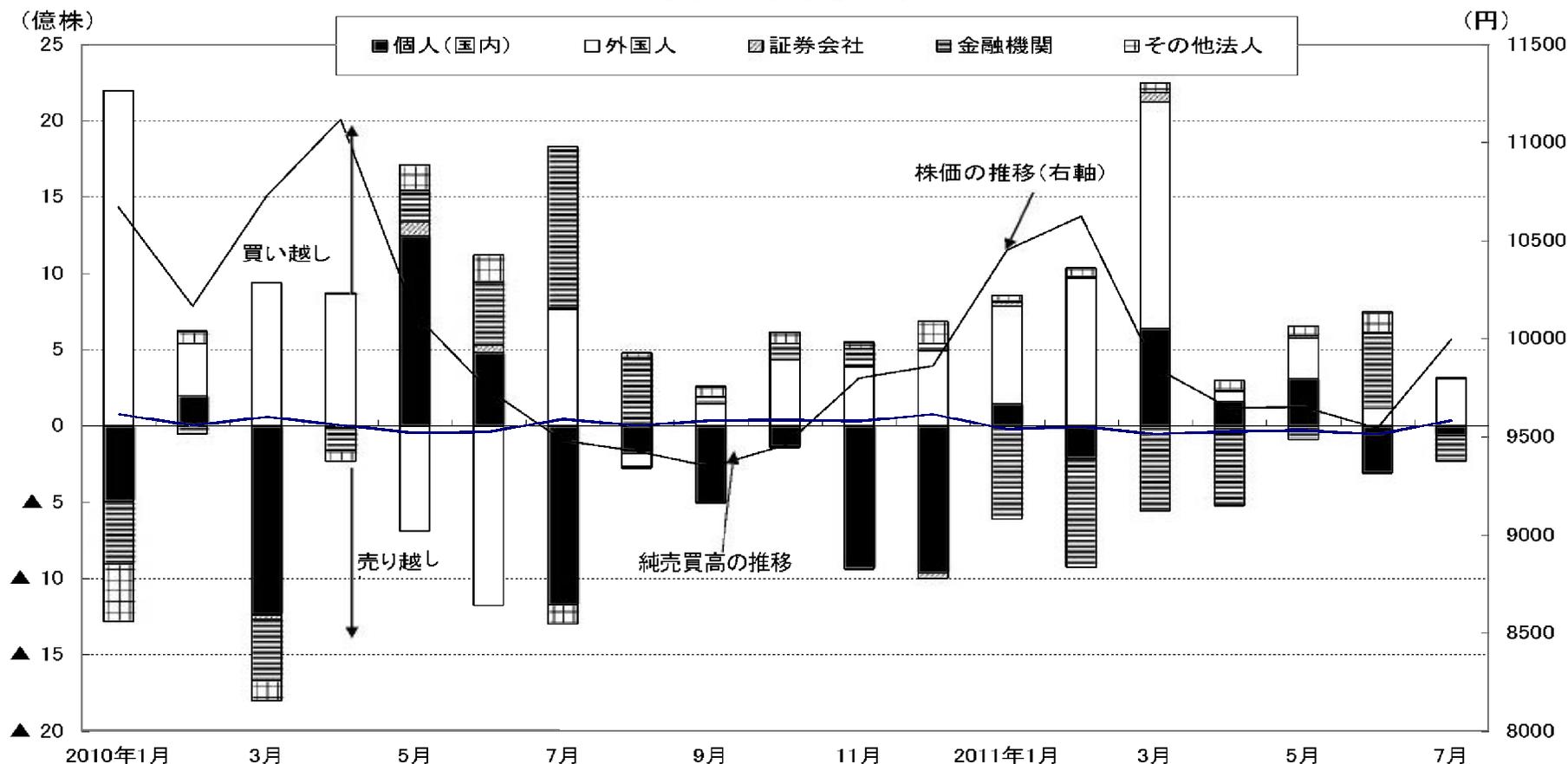
- 足許は9,000円前後で推移。
- 景気は、東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している。



投資主体別の売買動向

- 例えば、昨年9月から今年の2月までの間は、株価が堅調に推移したことを背景に、外国人の買い越し傾向が概ね継続。
- 一方、個人は株価上昇局面で売り越し、株価下落局面で買い越し傾向。

投資主体別売買動向

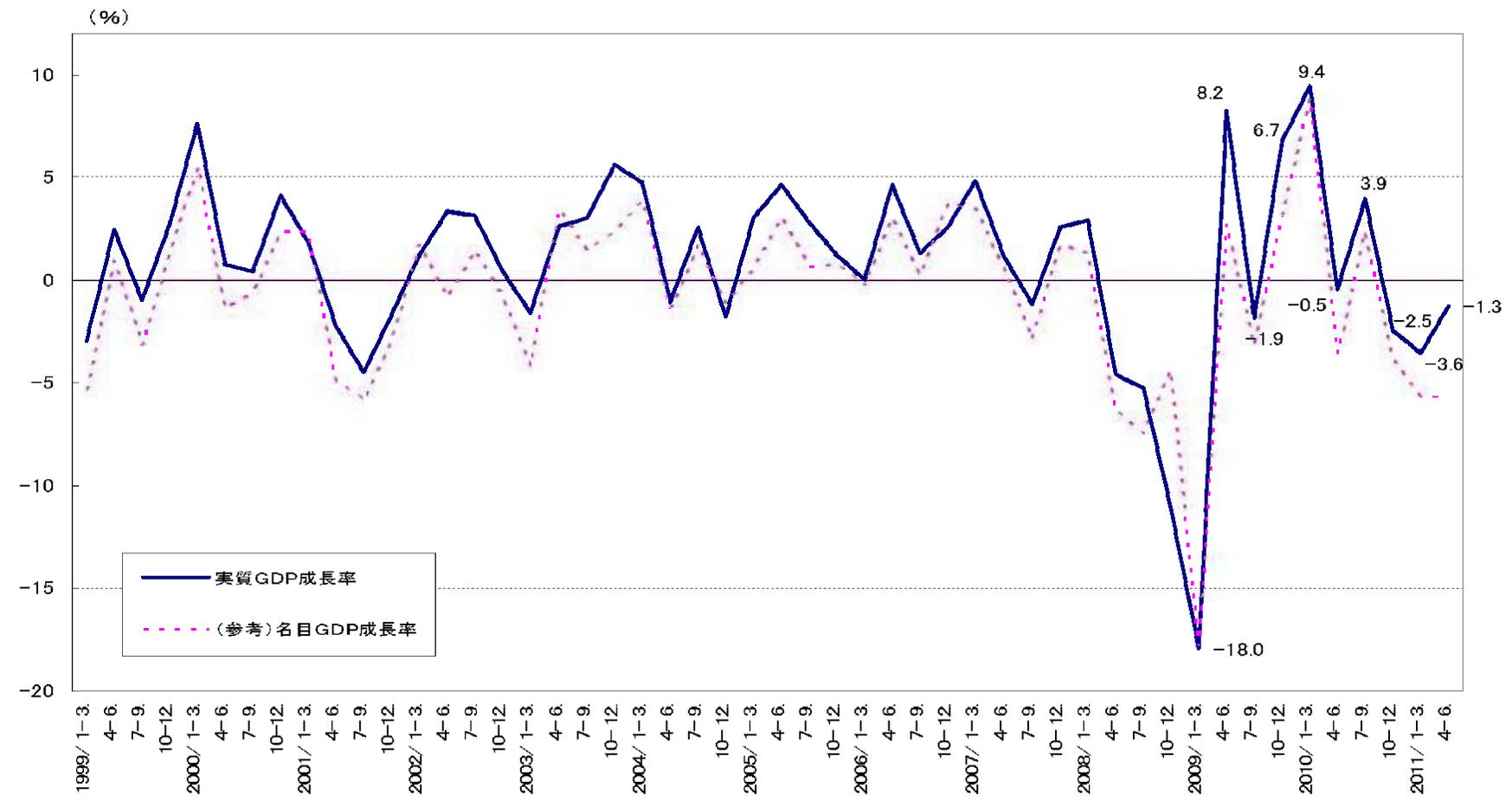


(注) 東証第1部の計数.

(出典) 東京証券取引所の資料をもとに作成.

我が国の実質GDP成長率の推移(季節調整系列(前期比・年率))

○ 2011年4-6月期は市場予想より上振れたものの、実質・名目ベースともに3四半期連続のマイナス成長。

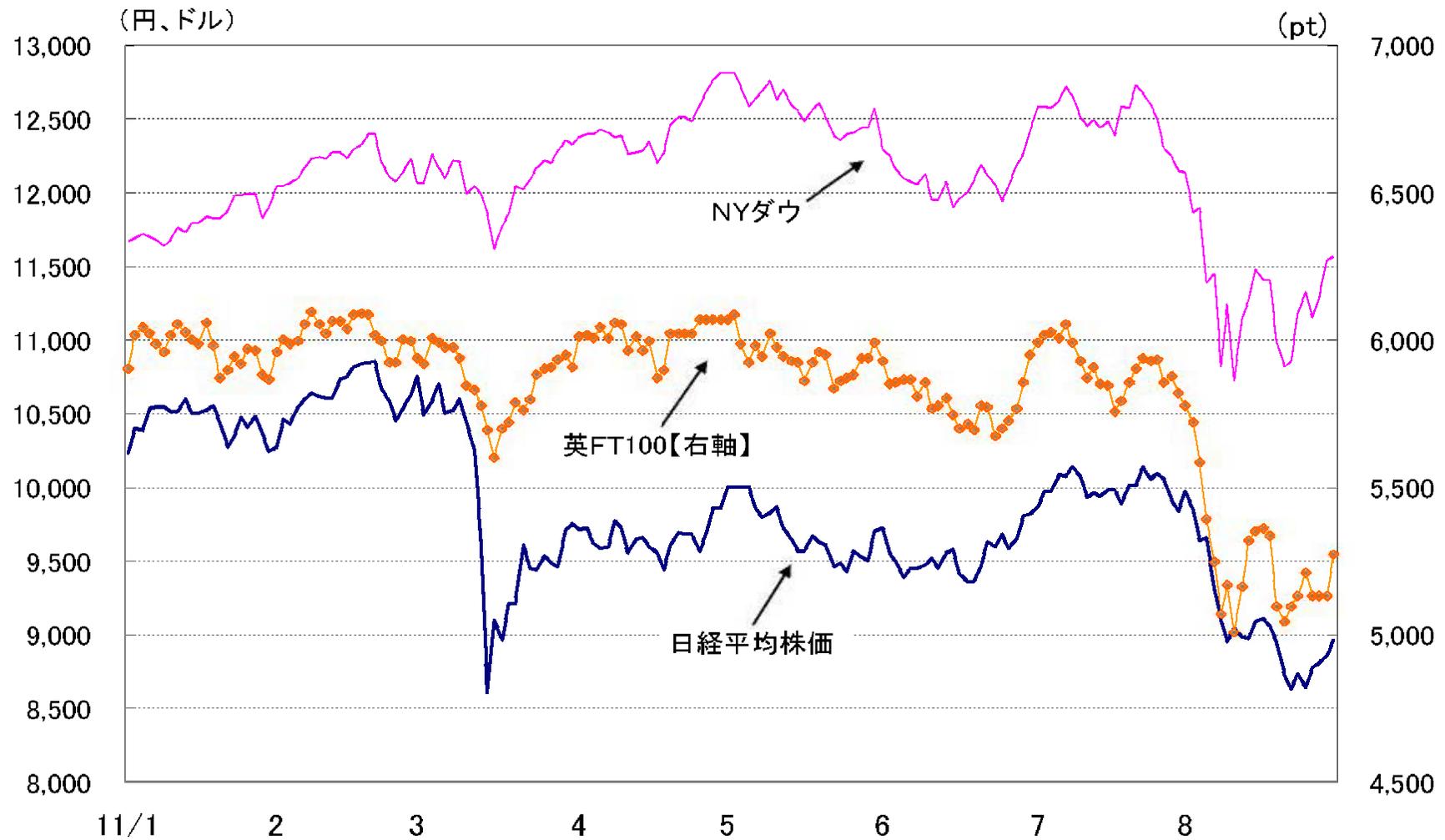


(出所)内閣府「四半期別GDP速報」

日米英の株価の推移

8月30日現在

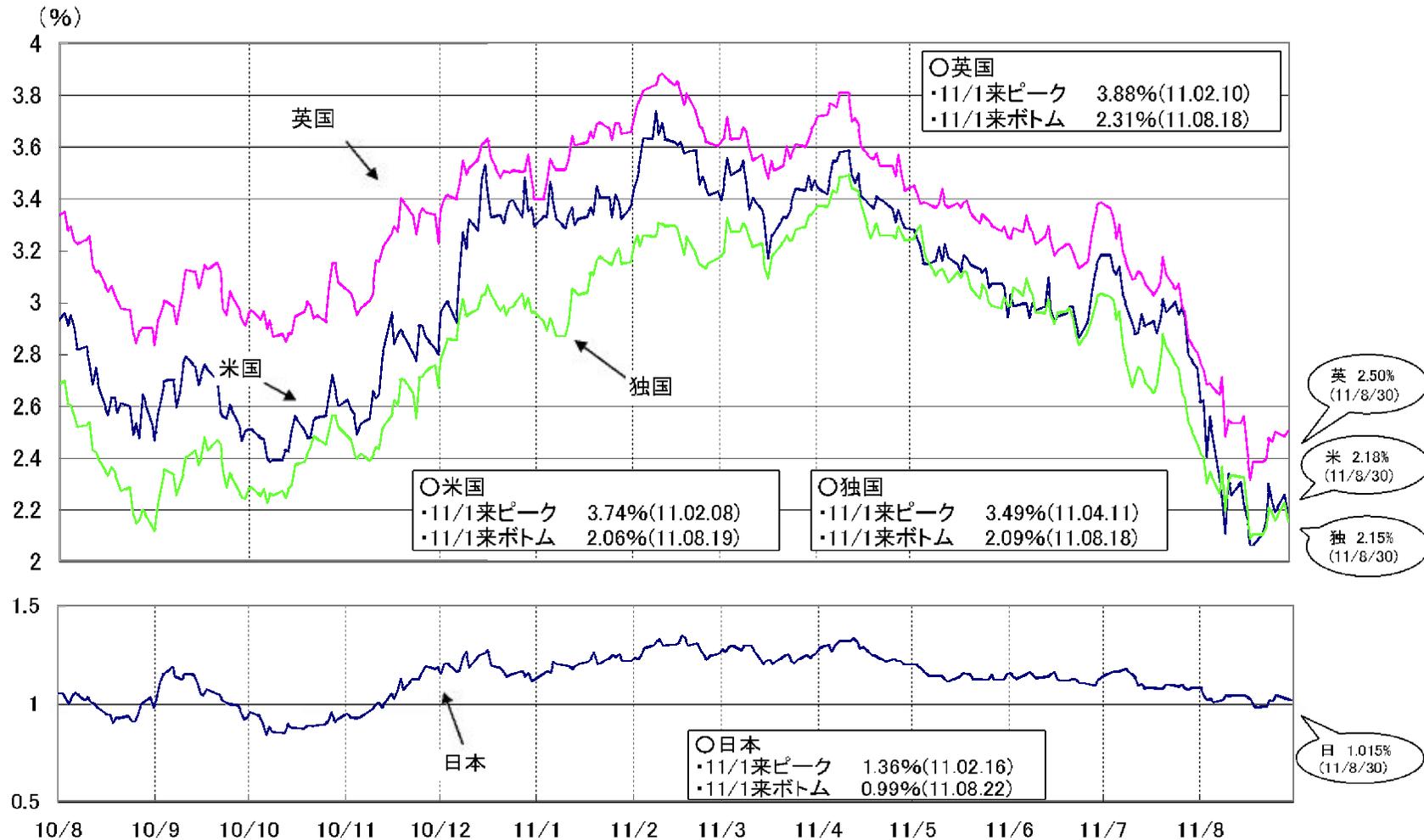
○ 債務問題や景気減速懸念を背景に、本年夏頃より世界的に株価は大きく下落。



日米欧各国の長期金利(新発10年国債流通利回り)の推移

8月30日現在

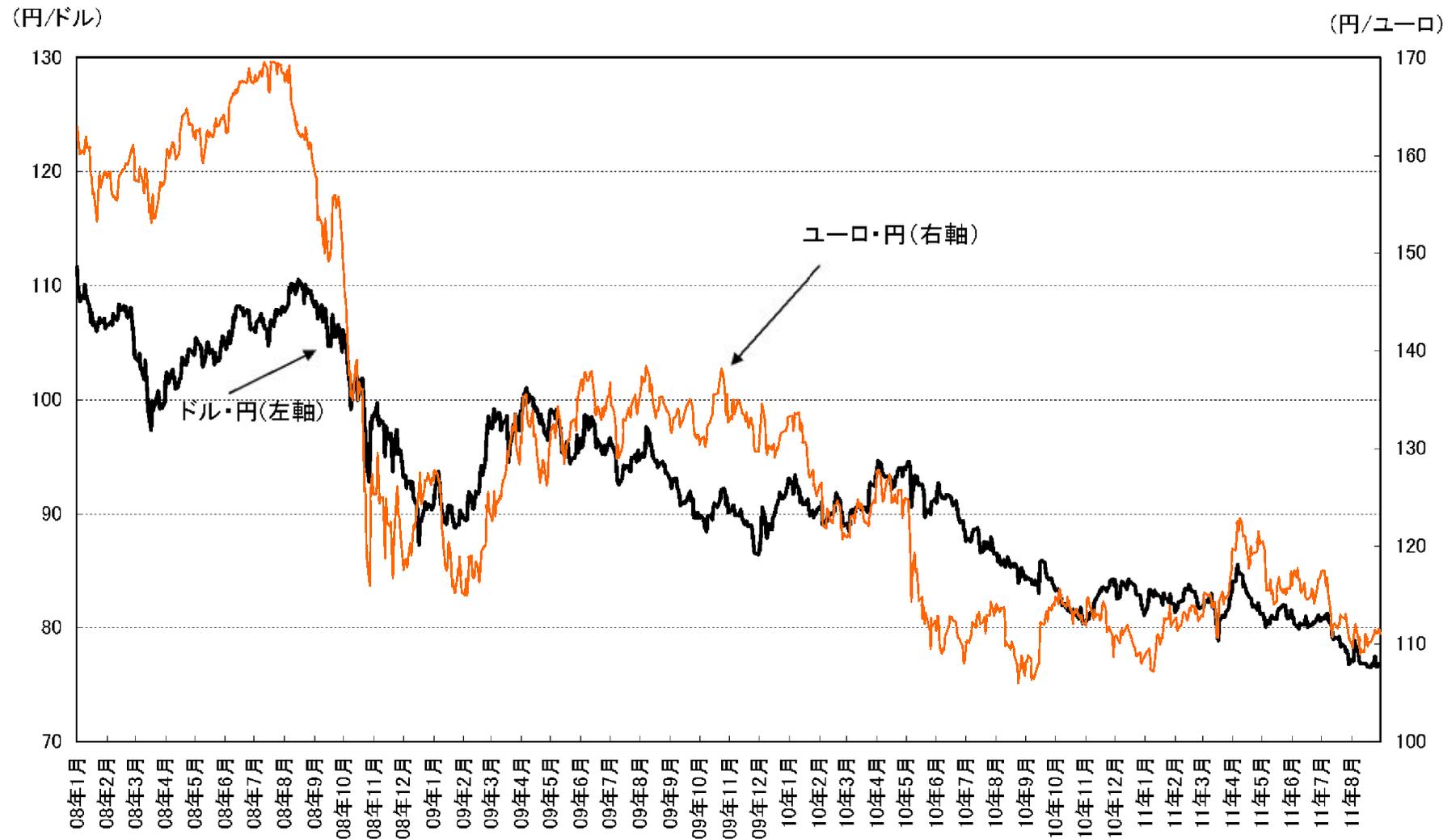
- 債務問題や景気減速懸念を反映し、主要国の金利は低下傾向。
- 日本の長期金利は足許1%前後で推移。



ドル・円為替レートとユーロ・円為替レートの推移

8月30日現在

○ 世界的な株安等を受けた投資家のリスク回避姿勢の高まり等を背景に、円高が進展。

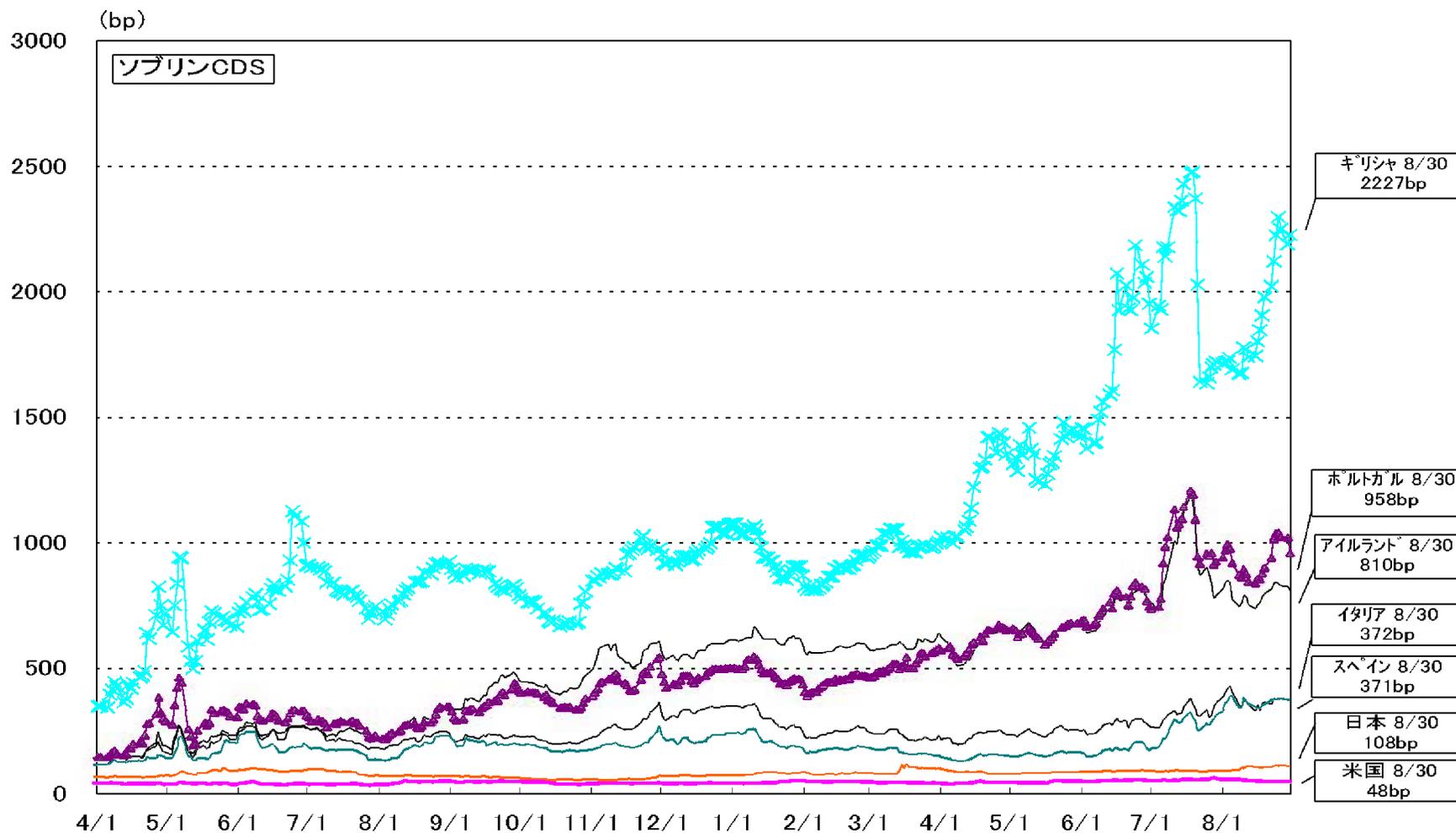


(出所) Bloomberg

日米欧各国のソブリンCDSスプレッドの推移

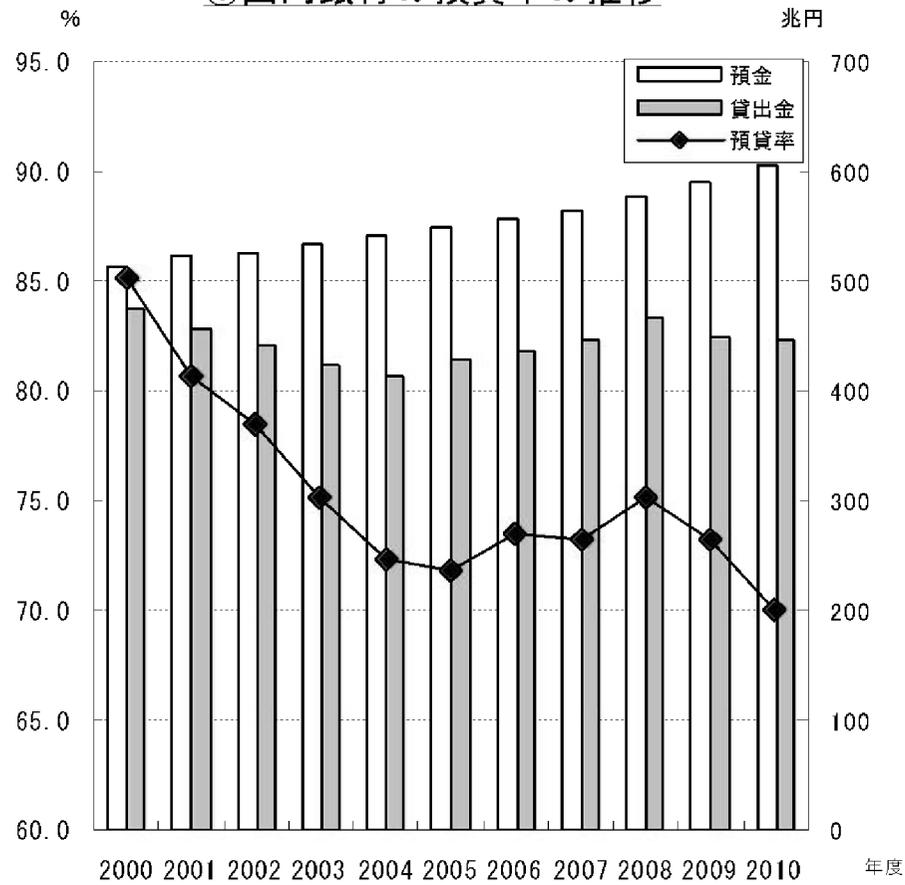
8月30日現在

○ 欧州債務問題を背景に、周縁国のソブリンCDSスプレッドは上昇。本年7月には、ギリシャに対する第二次支援策等に関する合意を受けて一時急落。



日本の金融機関の現状と課題(貸出の動向)

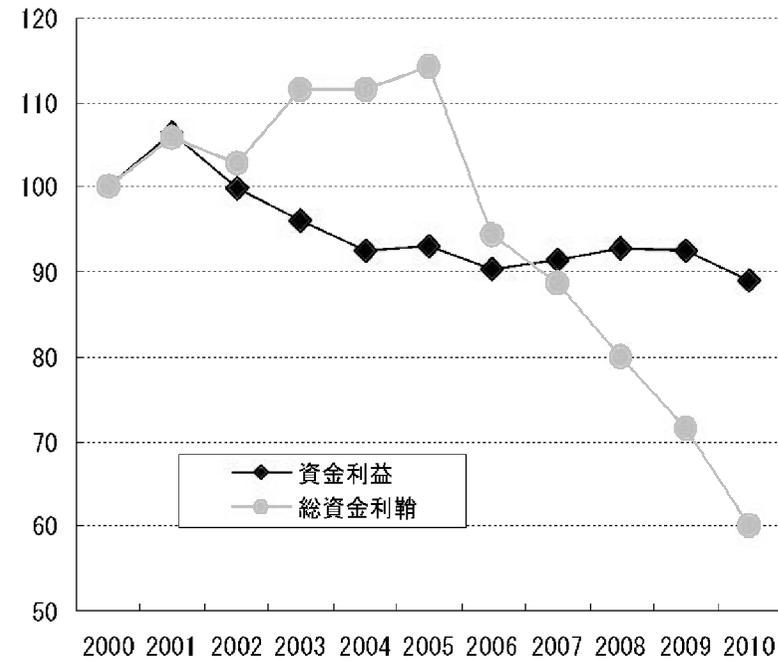
①国内銀行の預貸率の推移



出典: 全国銀行協会

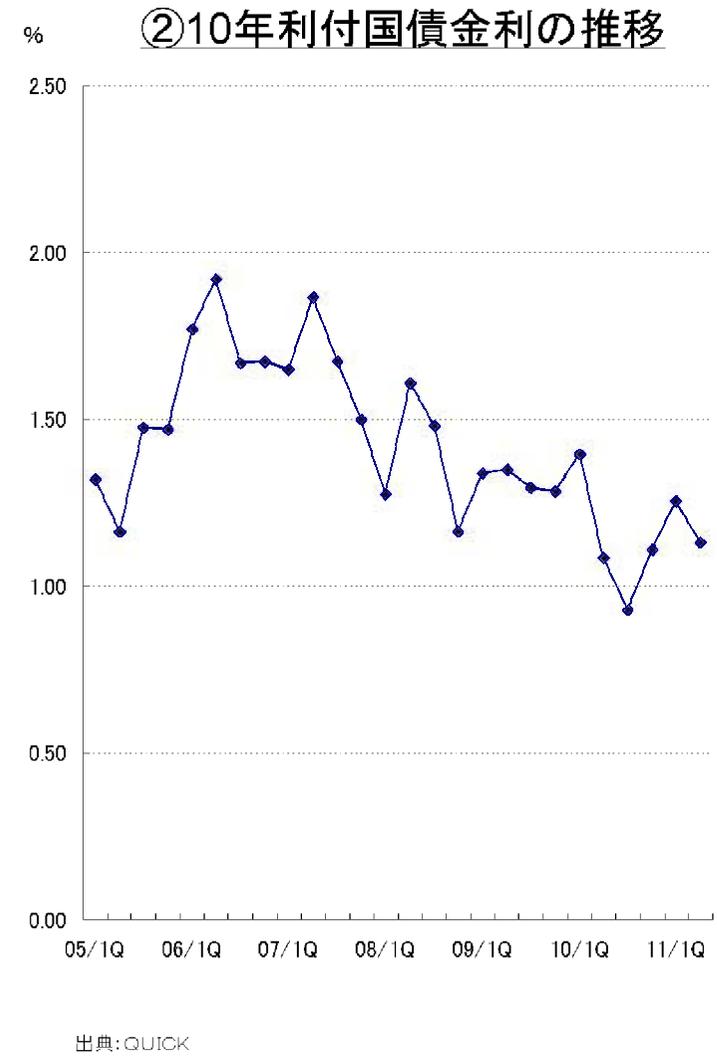
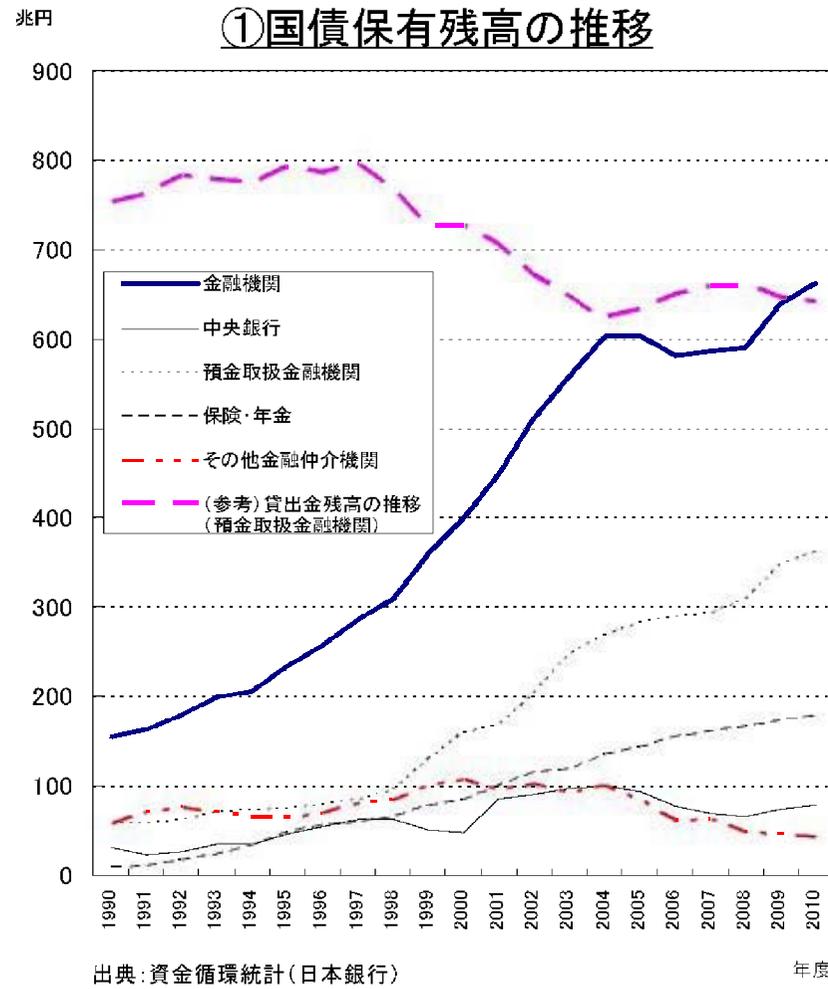
②資金利益と利鞘の推移

(2000年を100として指数化)



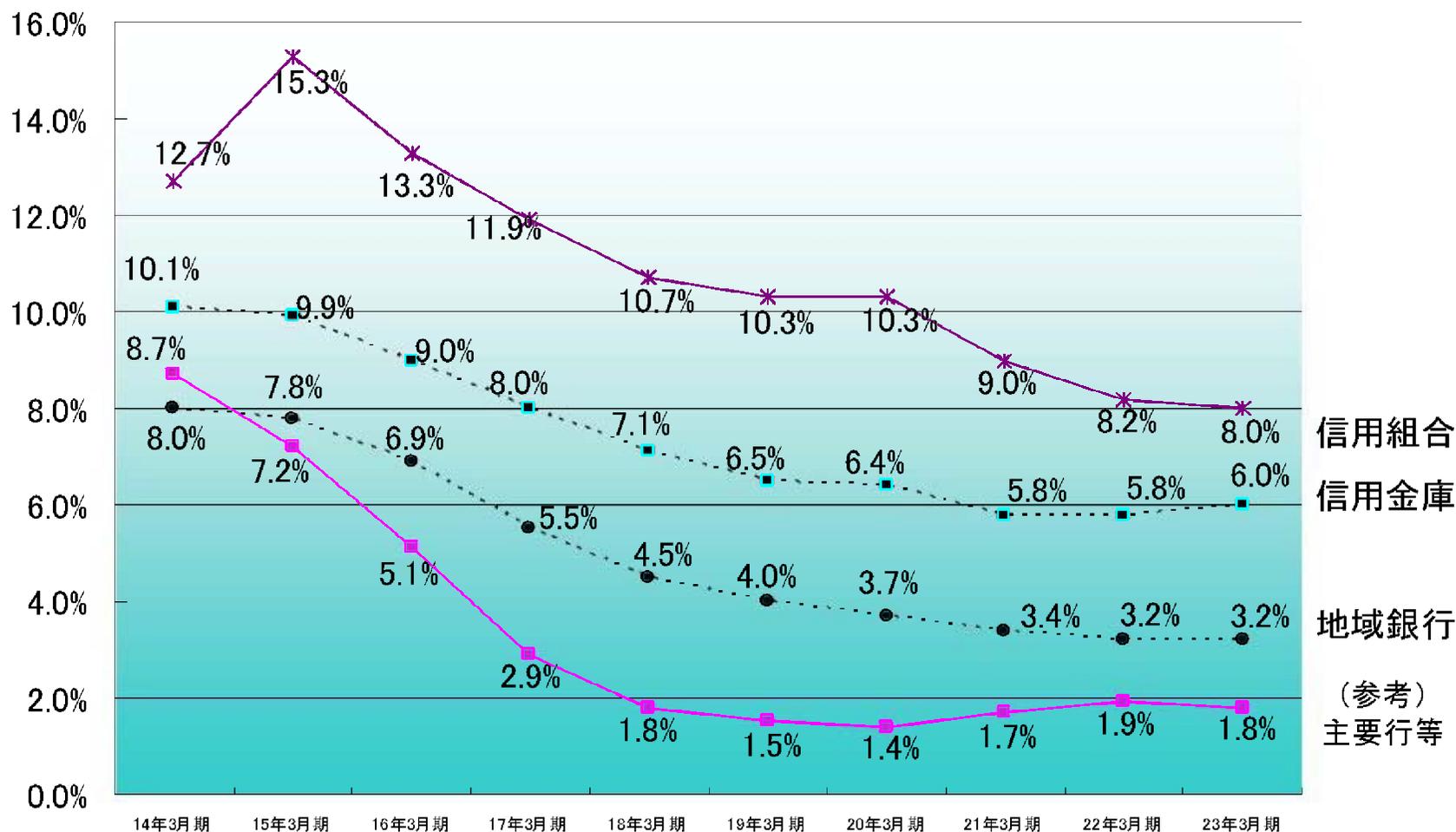
出典: 全国銀行協会

日本の金融機関の現状と課題(国債保有の状況)



金融機関の不良債権比率の推移

○ 不良債権比率は、全体として減少傾向。



(注1) 計数は金融再生法開示債権ベース。

(注2) 主要行等とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。

(出典) 当庁ホームページ

Ⅲ. 国際的な金融規制改革 への対応

金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み～①G20首脳会議

金融市場の混乱が世界的な経済危機に発展

2008年 9月 リーマンショック



危機の発生元となった先進国だけでなく、エマージング諸国を含めたより広いメンバーで危機対応を議論する必要性

2008年11月 ワシントン・サミット

2009年 4月 ロンドン・サミット

2009年 9月 ピッツバーグ・サミット

2010年 6月 トロント・サミット

2010年11月 ソウル・サミット

2011年11月 カヌヌ・サミット(予定)

金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み～②FSB

G20首脳会合

FSB
(金融安定理事会)

- アジア金融危機を受けて設立された旧金融安定化フォーラム (FSF) を、全てのG20諸国をメンバーに加えるとともに、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として再構成。
- 事務局はスイス・バーゼル。



BCBS
(バーゼル銀行監督委)

- 各国・地域の銀行監督当局や中央銀行等から構成されている国際機関。
- いわゆるバーゼルⅢなど、銀行に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- 事務局はスイス・バーゼル。

IOSCO
(証券監督者国際機構)

- 各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際機関。
- 証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールを策定。
- 最高意思決定機関は専門委員会 (議長: 日本・金融庁)。
- 事務局はスペイン・マドリッド。

IAIS
(保険監督者国際機構)

- 各国・地域の保険監督当局等から構成されている国際機関。
- 国際的な保険監督に関するルールを策定、保険監督者の協調を促進。
- 主要な意思決定を行うのは執行委員会 (副議長: 日本・金融庁)。
- 事務局はスイス・バーゼル (事務局長は日本の河合美宏氏)。

金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み～③

-G20、FSB、BCBSのメンバー構成-

国または機関	G20	FSB	BCBS	国または機関	G20	FSB	BCBS
(米州)				ベルギー			○
米国	●	○	○	ルクセンブルク			○
カナダ	●	○	○	スウェーデン			○
ブラジル	○	○	○	欧州委員会(EC)	○	○	
メキシコ	○	○	○	(中東・アフリカ)			
アルゼンチン	○	○	○	トルコ	○	○	
(アジア)				サウジアラビア	○	○	○
日本	●	○	○	南アフリカ	○	○	○
中国	○	○	○	(基準設定主体)			
韓国	○	○	○	バーゼル銀行監督委員会(BCBS)		○	
オーストラリア	○	○	○	証券監督者国際機構(IOSCO)		○	
インドネシア	○	○	○	保険監督者国際機構(IAIS)		○	
インド	○	○	○	国際会計基準審議会(IASB)		○	
トルコ	○	○	○	グローバル金融システム委員会(GGFS)		○	
香港		○	○	支払・決裁システム委員会(CPSS)		○	
シンガポール		○	○	(国際機関)			
(欧州)				国際決済銀行(BIS)		○	
英国	●	○	○	欧州中央銀行(ECB)		○	
ドイツ	●	○	○	IMF		○	
フランス	●	○	○	世界銀行(WB)		○	
イタリア	●	○	○	OECD		○	
ロシア	○	○	○				
スイス		○	○				
オランダ		○	○				
スペイン		○	○				

(注1) G20メンバー国中、G7メンバー国を●で表示。

(注2) この他、IOSCO、IAISには、上記各国をはじめ100以上のメンバーが参加。

G20首脳会合(ピッツバーグ・サミット) <2009年9月24・25日>

金融規制・監督の強化について、以下の内容が合意された。

1. 質の高い自己資本の構築等
(銀行資本の質と量を改善し、過度なレバレッジを抑制する国際的に合意されたルールを2010年末までに策定することにコミット。これらのルールの実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施)
2. 報酬慣行の改革
(①複数年のボーナス最低保証の回避、②変動報酬の相当部分の支払繰延べ、③報酬体系の開示等を含むFSBの基準を支持。金融機関には、即時実施を要請。)
3. 店頭デリバティブ市場の改善
(2012年末までに、標準化されたすべての店頭取引を、中央清算機関を通じ決済等)
4. システム上重要な金融機関への対処
(FSBは、2010年10月末までに、より強力な監督や追加的資本、流動性及びその他の健全性規制を含む実施可能な措置を提案等)
5. 会計基準
(①単一の質の高いグローバルな会計基準の実現、②2011年6月までに収れんプロジェクトを完了)
6. 非協力的国・地域への取組み等
(2009年11月までに、FSBが非協力的国・地域への取組状況を報告するよう要請等)

G20首脳会合(ソウル・サミット)〈2010年11月11・12日〉

金融規制改革について、これまでの進展を確認するとともに、更なる推進が合意された。

1. 危機の根本原因に対処するために変革された金融システム

- 銀行の自己資本及び流動性の新たな枠組みに係るバーゼル銀行監督委員会(BCBS)による合意を承認。合意したスケジュールに従い、これらの基準を採択し完全に実施することにコミット。
- システム上重要な金融機関(SIFIs)がもたらすモラルハザードのリスクを軽減し、「大きすぎて潰せない」問題に対処するために金融安定理事会(FSB)より提案された政策の枠組み及び作業のプロセス及び日程を承認。
- FSBがIMFと協議のうえ策定した、監督の密度及び実効性の向上に関する政策提言を承認。

2. 実施及びピア・レビューを含む国際的な評価

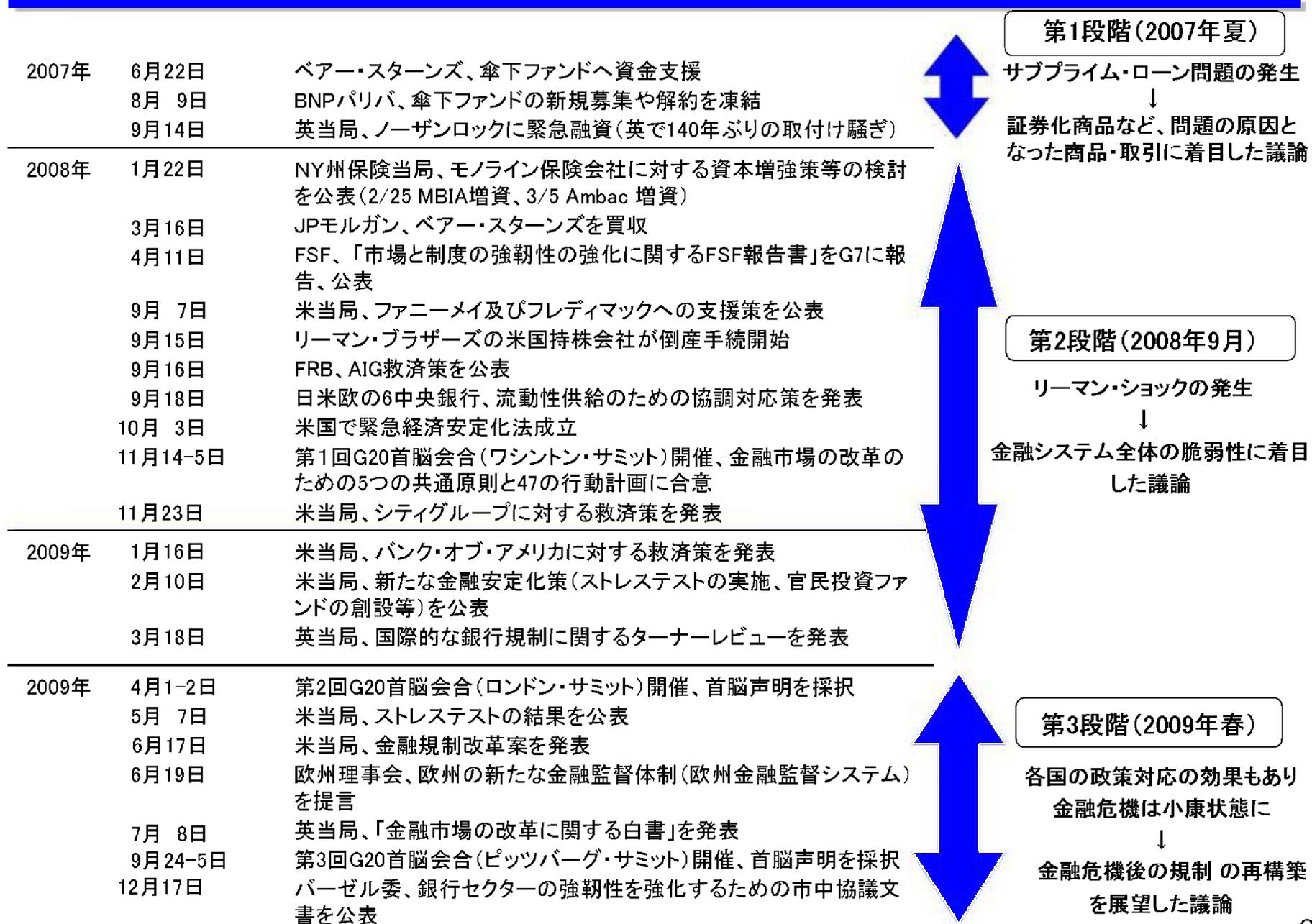
- 新たな基準及び原則を完全に実施することが不可欠。
- 各国間における実施の整合性を確保し、基準及び原則の中で更なる改善が必要な分野を特定するため、国際的な評価やピア・レビューのプロセスが大幅に強化されるべき。
- ヘッジファンド、店頭デリバティブ、信用格付会社の規制・監督の強化に取り組むことに強く改めてコミット。健全な報酬に関するFSBの基準を完全に実施することの重要性を再確認。店頭デリバティブ市場改革の実施に関するFSBの提言を承認。外部格付への依存軽減のためのFSB原則も承認。
- 単一で質の高い改善された国際的な会計基準が実現することを重要視していることを改めて強調。

3. 将来の作業:更に注意が必要な事項

- (1)マクロ健全性政策の枠組みについての更なる作業、(2)特に新興市場・途上国に関連する規制改革上の課題への対処(外国為替リスクの管理、母国及びホスト監督当局間での情報共有、貿易金融等)、(3)シャドーバンキングへの規制及び監督の強化、(4)商品デリバティブ市場の規制・監督についての更なる作業、(5)市場の健全性及び効率性の向上、(6)消費者保護の向上

➤ 2011年11月にフランス(カンヌ)にて次回G20首脳会合を開催予定。

世界的な金融市場の混乱と対応の推移 - 1



世界的な金融市場の混乱と対応の推移 - 2

2010年	1月21日	米国、「金融機関の規模及び活動範囲に関する制限」を公表
	2月17日	バーゼル委、包括的な定量的影響度調査(QIS)開始
	4月 8日	英国、「金融サービス法」成立
	4月23日	ギリシャ、資金支援策の発動を要請
	5月 7日	ユーロ圏首脳会合、ギリシャ支援内容を承認
	5月10日	EU財務相理事会、「欧州金融安定メカニズム」の創設に合意
	6月17日	英国、金融監督体制の改革案を公表
	6月26-7日	第4回G20首脳会合(トロント・サミット)開催、首脳声明を採択
	7月21日	米国、金融規制改革法が成立
	7月23日	欧州、ストレステストの結果を公表
	7月26日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、バーゼル委による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達
	9月12日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、より高い国際的な最低自己資本基準を公表
	11月11-2日	第5回G20首脳会合(ソウル・サミット)開催、首脳声明を採択
	11月28日	ユーロ圏財務相会合・EU財務相理事会、アイルランド支援に合意
12月16日	バーゼル委、新たな自己資本・流動性規制(バーゼルIII)のテキスト及びQISの結果を公表	
2011年	1月 1日	EU、新たな金融監督体制(欧州金融監督システム)が始動
	5月16日	ユーロ圏財務相会合・EU財務相理事会、ポルトガル支援に合意
	6月25日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、グローバルにシステム上重要な銀行に関する措置に合意
	7月15日	欧州、ストレステストの結果を公表
	7月19日	金融安定理事会・バーゼル委、システム上重要な金融機関に関する市中協議文書を公表
	7月21日	ユーロ圏首脳会合、ギリシャ追加支援に合意

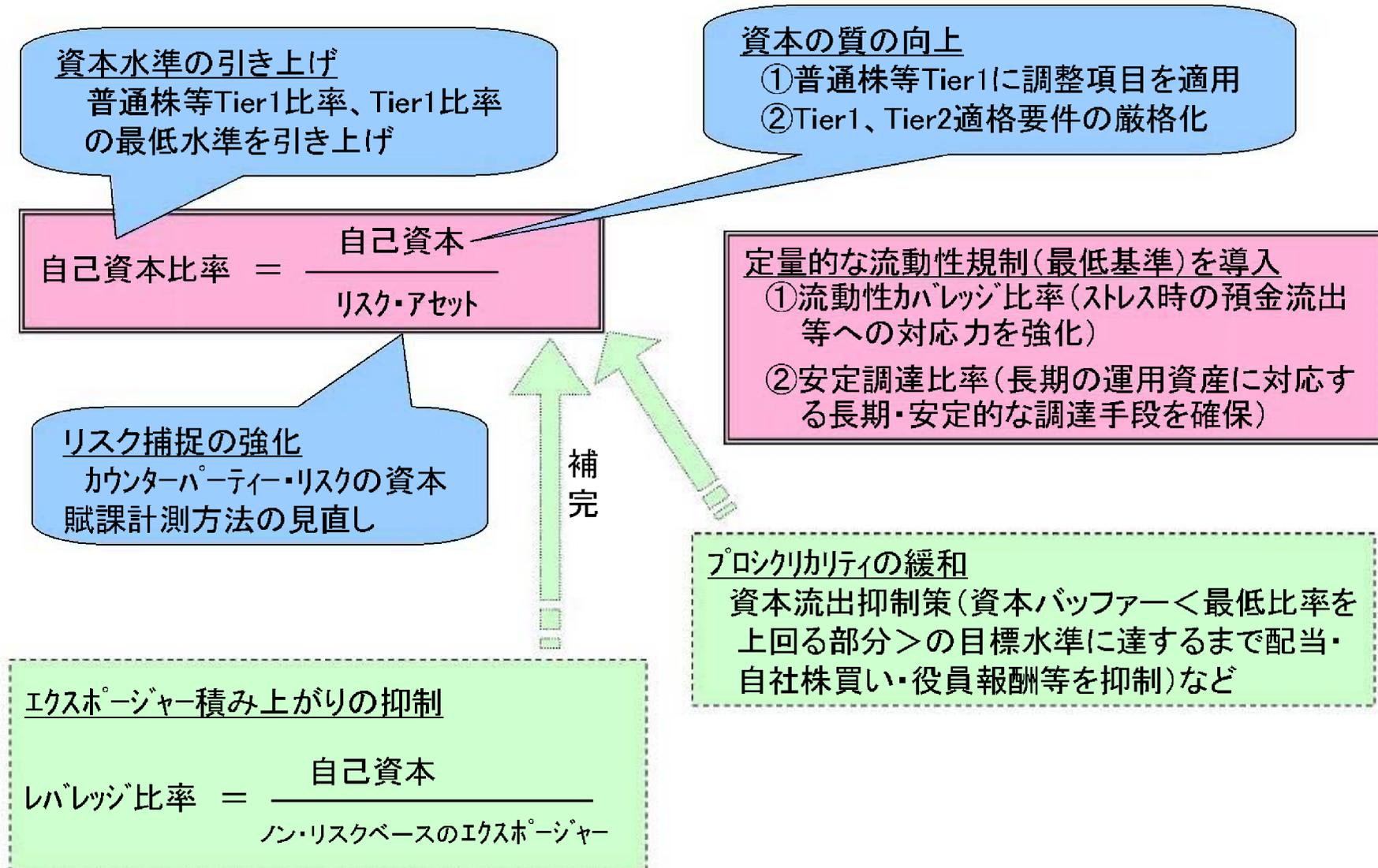
新たな課題

ギリシャなど一部の国におけるソブリン・リスクへの警戒感の高まり 等

国際金融規制改革の主な課題

- (1) 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制(バーゼルⅢ)
- (2) システム上重要な金融機関
- (3) シャドー・バンキング(銀行システム以外で行う信用仲介)
- (4) 店頭デリバティブ市場改革
- (5) LEI(取引主体識別子)
- (6) 市場の健全性及び効率性
- (7) 商品デリバティブ
- (8) 国際保険規制・監督
- (9) 会計基準の収れん
- (10) その他(マクロ健全性政策の枠組み、消費者保護等)

国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制 –バーゼルⅢの全体像–



国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制 –水準の見直し–

国際基準行の自己資本比率規制の推移

①バーゼルⅠ（1993年3月末～）

自己資本(Tier1+Tier2-控除項目)

信用リスク+市場リスク

≧ 8%

②バーゼルⅡ（2007年3月末～）

自己資本(Tier1+Tier2-控除項目)

信用リスク+市場リスク+オペレーショナル・リスク

≧ 8%

- 普通株式等の最低比率 ≧ 2%
- Tier1の最低比率 ≧ 4%
- 総自己資本比率 ≧ 8%

③バーゼルⅢ（2013年から2019年まで段階的に実施）

自己資本(Tier1+Tier2-控除項目(②より厳格化))

信用リスク+市場リスク+オペレーショナル・リスク

≧ 8%

- 普通株式等Tier1の最低比率 ≧ 4.5%
- Tier1の最低比率 ≧ 6%
- 総自己資本比率 ≧ 8%

自己資本の水準調整 所要自己資本及びバッファ(%)			
	普通株式等 (控除後)	Tier 1資本	総資本
最低所要水準	4.5	6.0	8.0
資本保全バッファ	2.5		
最低所要水準+資本保全バッファ	7.0	8.5	10.5
カウンターシクリカルな資本バッファの範囲*	0-2.5		

*普通株等Tier1又はその他の完全に損失吸収力のある資本

付属文書2 段階的实施に関する措置(網掛けは移行期間) (全ての日付は1月1日時点)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
レバレッジ比率	監督上の モニタリング期間		試行期間 2013年1月1日～17年1月1日 各銀行による開示開始 2015年1月1日				第1の柱 への移行 を視野		
普通株式等の最低所要水準			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファ						0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株式等の最低所要水準+資本保全バッファ			3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
普通株式等からの段階的引除(繰延税金資産、 モーゲージ・サービシング・ライツ及び金融 機関に対する出資を含む)				20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier1最低所要水準			4.5%	5.5%	6%	6%	6%	6%	6%
総資本最低所要水準			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
総資本最低所要水準+資本保全バッファ			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
その他Tier1またはTier2に算入できなくなる 資本のクランドファザリング	10年間(2013年1月1日開始)								
流動性力バレッジ比率(LOR)	観察期間 開始				最低基準 の導入				
安定調達比率(NSFR)	観察期間 開始							最低基準 の導入	

システム上重要な金融機関①

市中協議文書①「「グローバルな」システム上重要な銀行の特定とより高い損失吸収力」

(1) グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)の判定手法と数
全世界73行のサンプル中から、「規模」、「相互関連性」、「代替可能性」、「グローバルな活動」、及び「複雑性」の5つのリスク要因に対応した指標で判定し、28行をG-SIFIsに選定。

(2) 自己資本の上乗せ規制

(イ) 上乗せ幅

G-SIFIsを重要度に応じ以下の4グループに区分。この区分に従い、バーゼルⅢの規制水準に自己資本を上乗せ。

(空バケット)	(普通株資本3.5%)
第1グループ	普通株資本2.5%
第2グループ	普通株資本2.0%
第3グループ	普通株資本1.5%
第4グループ	普通株資本1.0%

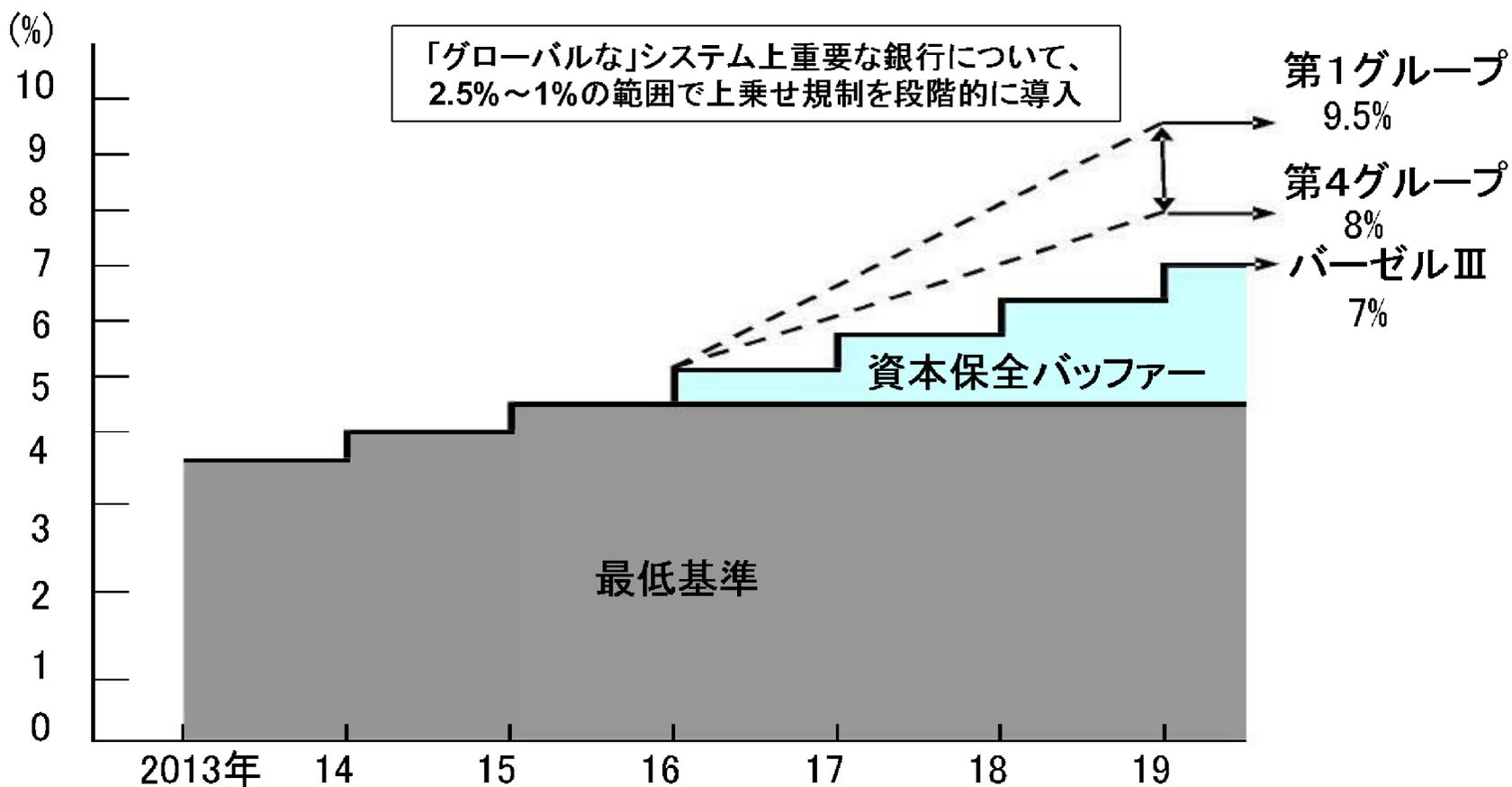
(ロ) 実施時期

2016年から2019年の間で段階的に実施(2019年1月1日より完全実施)。

※ この実施時期は、バーゼルⅢの資本保全バッファの段階的導入スケジュールと整合的。

システム上重要な金融機関②

(参考)自己資本の上乗せ規制



システム上重要な金融機関③

市中協議文書②「システム上重要な金融機関の実効的な破綻処理」

○金融機関の破綻処理に関し、納税者に損失を負わせることなく、システム的な損害を防ぐ枠組みとして以下を提示。

- ① 破綻処理制度の改善(当局が有すべき破綻処理の権限を国際基準として整理)
- ② 破綻処理コストの負担方式(破綻時に債権者に負担を負わせる方式(ベイル・イン)を選択肢の一つとして提唱)
- ③ 当局間の協力取極め(G-SIFI毎に締結。取極めの内容を整理)
- ④ 再建・破綻処理計画(G-SIFI毎に危機対応計画の策定を義務付け)
- ⑤ 破綻処理のしやすさの評価(一定の基準に基づきSIFI毎に評価)

シャドーバンキング(銀行システム以外で行う信用仲介)

経緯

- 2010年11月:G20ソウル・サミット
FSB等は、シャドーバンキングシステムの規制及び監視の強化のための提言を2011年半ばまでに策定することを求められる。
- 2011年4月:
FSBが、シャドーバンキングシステムに関する検討の進捗状況を公表。
〔 ※ FSBは、シャドーバンキングシステムについて、
①定義 ②モニタリングのあり方 ③規制・監督のオプション を検討 〕
- 2011年7月:FSB本会合
シャドーバンキングシステムへのモニタリング強化のため、当局間でのデータ共有を行うことを合意。

今後の課題・予定

- 以下の5分野において、追加的な規制上の措置の必要性を調査予定。
 - ① 銀行のシャドーバンキングへの関与
バーゼル委員会が銀行への規制を通じたシャドーバンキングに対する規制・監督に関して作業計画を策定し政策を提言。
 - ② MMF
IOSCOが取付騒ぎやその他のシステムリスクを削減するための政策を提言。
 - ③ 他のシャドーバンキング主体
IOSCOがヘッジファンドに係る現行の規制の枠組み、金融危機時の役割等に対する評価を実施。必要に応じ政策提言。
 - ④ 証券化商品
IOSCOにおいて、証券化商品の原資産リスクの一部保有義務、透明性の向上及び標準化等の方策について必要に応じ政策提言。
 - ⑤ 貸株・レポ取引
FSBが現金担保の再投資や証拠金に関する規制等のあり方について新たな作業部会を設置。必要に応じ政策提言。
- 2012年7月までにFSBに報告予定
- 2012年末までにFSBに報告予定

店頭デリバティブ市場改革

経緯

○ 2009年9月：G20ピッツバーグ・サミット

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引について、
 - a) 適当な場合における取引所又は電子取引基盤を通じた取引
 - b) 中央清算機関を通じた決済
- ② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関への報告等 を合意。

⇒上記合意を受け、各国において、店頭デリバティブの制度整備や清算機関の設立が進行中（対応期限は2012年末）。

⇒FSBによる「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する報告書」の公表（2010年10月）。

→IOSCOが電子基盤取引や取引情報蓄積機関に対する報告のあり方についての検討を開始。（2010年10月）。

→CPSS-IOSCOによる「金融インフラのための原則」案の策定。

- 2010年2月、決済システム全体の頑健性向上を図る観点から、IOSCOとBISの支払・決済システム委員会（CPSS）が、既存の国際基準を包括的に見直す合同プロジェクトに着手。中央清算機関、証券集中振替機関、取引情報蓄積機関および資金・証券決済システムを「金融インフラ」と定義した上、①システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコアプリンシプル（2001年公表）、②証券決済システムのための勧告（2001年公表）および③清算機関のための勧告（2004年公表）を統合した形で、2011年3月に「金融インフラのための原則」案を策定。

- 同原則（案）は、市中協議（2011年7月終了）を経て、2012年初頭までに公表予定。こうしたスケジュールを踏まえ、2011年4月頃から、関連する個別論点毎に合同の作業部会が設置され、具体的検討が開始。

店頭デリバティブ市場改革

今後の課題・予定

- 以下のような個別の論点に関する国際的合意を形成するとともに、必要に応じて基準を公表。
 - ①中央清算機関の位置付け
 - 他の「金融インフラ」と同様、非銀行SIFIs候補の一つ。
 - 他のSIFIsとのリスク管理対策上の相違を明確化する必要。
 - ②金融インフラの破綻処理
 - FSBのSIFIs破綻処理スキームとの調整、関係国との倒産法の抵触、当局間での情報共有など。
 - ③中央清算機関へのアクセス・インターオペラビリティ
 - 市場の分断やリスクの集中を回避しつつ、いかに清算集中を実現するか。
清算機関が乱立すると市場が分断される一方、寡占の下ではリスクが集中。
 - リンク参入にかかるリスク伝播とアクセス向上のトレードオフ。
 - ④電子基盤取引の義務要件
 - 望ましい市場の流動性供給のあり方(シングルディーラーシステム/マルチディーラーシステム)。
- このほか、IOSCOを中心に、清算集中されない店頭デリバティブ取引に対する所要マージン、取引情報蓄積機関への報告などについても、国際的な枠組み・基準の策定作業が進行中。

“IFRS 適用に関する検討について”
2011年6月21日 金融担当大臣 自見庄三郎

○ 我が国における国際会計基準（IFRS）の適用に関しては、2009年6月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が示され、2010年3月期以降任意適用が認められたが、その後、国内外で様々な状況変化が生じている。

米国ワークプランの公表（2010年2月）

- ・ IASBとFASBがコンバージェンスの作業の数か月延期を発表（2011年4月）
- ・ 「単体検討会議報告書」の公表（2011年4月28日）
- ・ 産業界からの「要望書」の提出*（2011年5月25日）
- ・ 米国SECのIFRS適用に関する作業計画案の公表**（2011年5月26日）
- ・ 連合 2012年度重点政策***（2011年6月）
- ・ 未曾有の災害である東日本大震災の発生
- ・ IFRSへの影響力を巡る、アジアを含む国際的な駆け引きの激化

○ IFRS適用については、「中間報告」において方向性が示されているが、上記の「中間報告」以降の変化と2010年3月期から任意適用が開始されている事実、EUIによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、さまざまな立場から追加の委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を6月中に開始する。この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることを望む。

○ 一部で早ければ2015年3月期（すなわち2014年度）にもIFRSの強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞くが、「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」こととする。

※参考

*【産業界 我が国のIFRS対応に関する要望(2011年5月) 要旨】

(1) 上場企業の連結財務諸表へのIFRSの適用の是非を含めた制度設計の全体像について、国際情勢の分析・共有を踏まえて、早急に議論を開始すること。

(2) 全体の制度設計の結論を出すのに時間を要する場合には、産業界に不要な準備コストが発生しないよう、十分な準備期間(例えば5年)、猶予措置を設ける(米国基準による開示の引き続きの容認)こと等が必要。

* * “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers Exploring a Possible Method of Incorporation” A Securities and Exchange Commission Staff Paper May 26, 2011

* * *【連合 2012年度重点政策(2011年6月)】

(4) 労働者など多様な関係者の利益に資する企業法制改革と会計基準の実現

(略)

b) 上場会社の連結財務諸表に対してIFRS(国際財務報告基準・国際会計基準)を強制適用することを当面見送る方針を早期に明確にする。また、個別財務諸表に対する会計基準は、注記などによる透明性確保を前提に、日本の産業構造や企業活動の実態に照らして適切な事項のみをコンバージェンス(収れん)し、その結果として連結財務諸表と個別財務諸表の会計基準が異なることも許容する。(以上)

米国における金融規制改革

包括的な金融規制改革法 (2010年7月21日成立)

■ 金融機関の活動範囲及び規模の制限(ボルカー・ルール)

- 銀行やその関連会社、銀行持ち株会社に対して、顧客サービスとは関係ない自己勘定取引を禁止
- ヘッジファンド・プライベートエクイティファンドへの投資をTier1資本の3%までに制限
- 統合・買収により、連結負債残高が全金融機関の負債残高の10%を超えることを禁止
- 規制の具体的な内容は、協議会の影響度調査に基づき決定

■ 金融監督負担金の導入

- 金融システムに影響を与える金融機関の破綻処理にかかった費用を資産規模500億ドル以上の金融機関から事後的に徴収

■ OTC(店頭)デリバティブ市場の規制

- 標準的なデリバティブについて取引所取引及び清算機関の利用を義務付け
- 銀行本体によるヘッジ目的以外のスワップ取引を禁止

■ ヘッジファンドの投資アドバイザーに対する登録制の規制

■ 金融システム全体の健全性を監視する協議会の設立

- 財務長官を議長とし、FRB議長・監督官庁(FDIC・SEC・OCC・CFTC等)の長で構成
- 協議会がシステミックリスク(金融安定化に脅威を与える金融機関および金融活動)を特定
- 巨大で複雑な金融機関が米国の金融安定にとって深刻な脅威をもたらす場合に、当該会社の保有資産を売却するよう求めるFRBの決定を承認

■ システム上重要な金融機関の監督権限をFRBに付与

■ 新たな通貨監督庁(OCC)と貯蓄金融機関監督庁(OTS)の

統合

■ 証券市場規制

- 証券化業者に対し、譲渡・売却等を行ったローンの信用リスクの5%を保有することを義務付け(例外規定有)

■ 消費者保護

- 大統領の指名による独立した長官が指揮し、連邦準備システムにより支払われる独自予算を持つ消費者金融保護局を設置
- 資産規模100億ドル超の金融機関、住宅ローン関連会社等に対する検査及び規制執行権限を付与
- 銀行本体によるヘッジ目的以外のスワップ取引を禁止

■ 預金保険の上限を250,000ドルまで恒久的に引き上げ

- 証券化業者に対し、譲渡・売却等を行ったローンの信用リスクの5%を保有することを義務付け(例外規定有)

■ 格付会社規制

- SECに格付室を設置し、国が認定した統計格付組織(NRSRO)に対して毎年検査を行いその結果を開示
- 格付機関は、格付に係る方法、デューデリに係る第三者の利用、格付のトラックレコードの開示を義務付け

■ 役員報酬

- 株主に役員報酬やゴールデンパラシュートに対する拘束力のない投票を行う権利を付与

■ 破綻処理

- 納税者が金融機関の救済や破綻処理の費用を負担することがないことを明確に宣言
- 大規模で複雑な金融機関に対して迅速で秩序ある営業停止を行うための計画(Resolution Plan)を定期的に提出するよう義務付け

■ 保険

- 財務省内に連邦保険局を作り、保険業界の情報収集やシステミックリスクのモニターを行う。

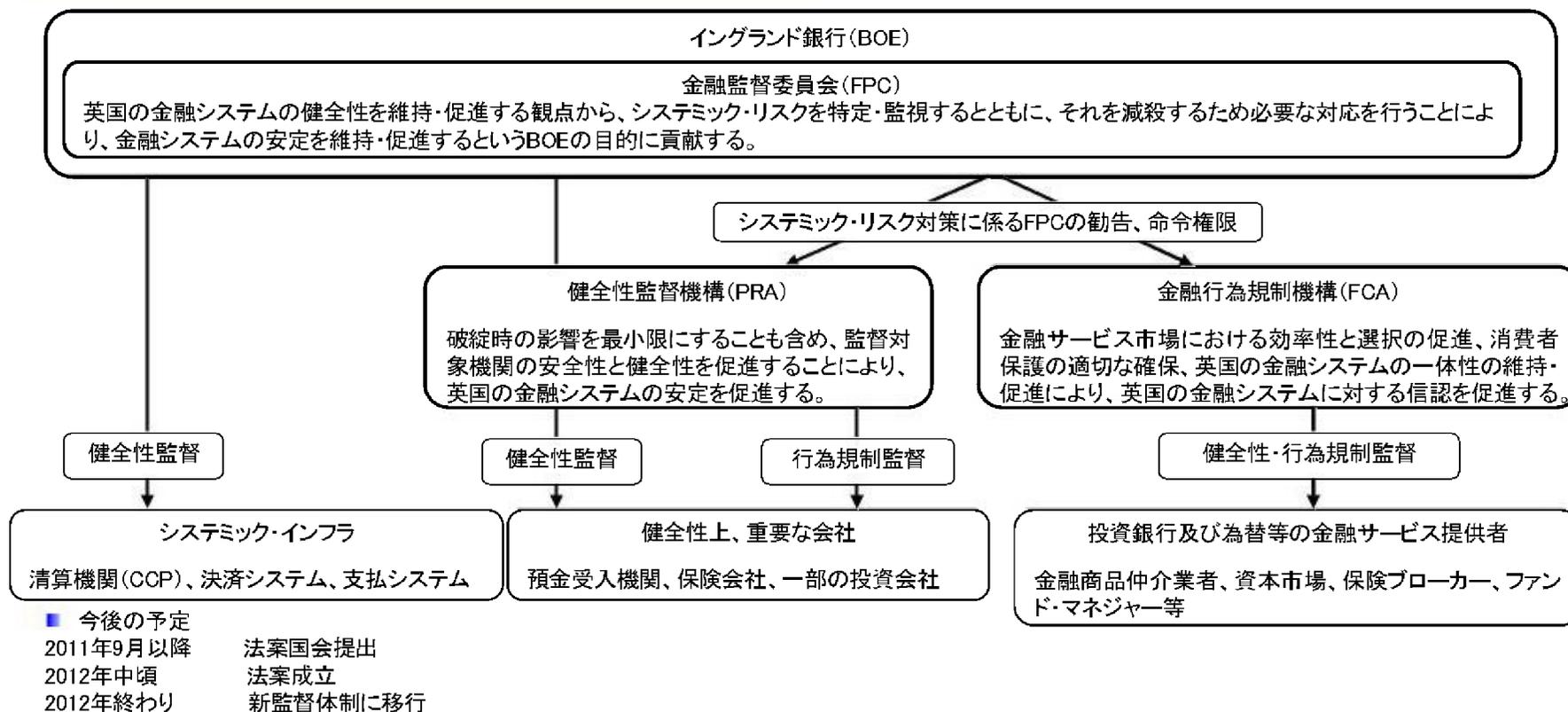
■ 自己資本

- 法案成立後18ヶ月以内に、米国議会に対し、トラスト型優先出資証券をTier1資本から除外した場合の影響等を報告。

英国における金融規制改革

新たな金融監督体制

(2011年2月17日 英国財務省、公表)



銀行負担金

(2011年1月1日 導入)

■ 2011年1月1日に銀行負担金(新税制)を導入

- ー対象となる金融機関は、英国の銀行グループ及び住宅金融組合、外国銀行の英国現地法人・支店など
- ー(Tier1資本や預金保険対象の預金等を除いた)負債及び資本合計額のうち200億ポンドを超える部分が課税対象。税率は、短期負債については0.075%(2012年からは0.078%)、長期負債・資本については0.0375%(2012年からは0.039%)。年間徴収見込額は約25億ポンド。

■ 銀行負担金の導入により、Tier1資本や小口預金、長期負債等による資金調達を促し、金融の更なる安定化を図る

欧州における金融規制改革

EUにおける金融規制の動き

- **欧州金融監督システム(ESFS) (2011年1月:始動)**
 - 欧州システミックリスク理事会(ESRB)が、金融システム全体の安定に対するリスクの監視強化を実行(マクロ・プルデンシャル監督)
 - 欧州銀行監督局(EBA)、欧州証券市場監督局(ESMA)、欧州保険・企業年金監督局(EIOPA)を設置し、金融システム全体の安定に対するリスクの監視強化を実行(ミクロ・プルデンシャル監督)
- **自己資本規制に関する指令改正案(CRD IV) (2011年7月:指令案公表)**
 - 貸付業務及び投資業務に関する規則案(自己資本の質・量の向上、流動性カバレッジ率の導入、監督当局によるレバレッジ率のレビュー、清算機関におけるOTCデリバティブの清算促進に向けた措置、銀行規制に関する単一のルールブック作成)
 - 預金取扱業務に関する指令案(コーポレートガバナンスの強化、金融機関への罰則規定、資本バッファの導入、年間監督計画の策定)
- **証券化当事者のリスク保持に関する規制(2010年12月:ガイドライン公表)**
 - 証券化当事者(オリジネーター等)がリスクの5%以上を継続的に保持していない証券化商品に銀行が投資することを抑制
- **銀行に対する報酬規制(2011年:一部の規定を除き適用開始)**
 - 報酬に関する方針についての、銀行による設定・実行
 - 報酬の変動部分を制限する権限を当局に付与
 - 報酬に関しての銀行による開示
- **OTCデリバティブ規制(2010年12月:金融商品市場指令改定案の公表)**
 - EUの金融機関等に対して、標準化されたOTCデリバティブの中央清算機関の利用の義務化
 - 非清算OTCデリバティブ取引を行う対象機関に対してオペレーショナル・リスクと信用リスクを適切に管理
 - 全てのOTCデリバティブ取引に関する詳細情報について取引情報蓄積機関への報告を義務化
- **ファンド規制(2010年11月:指令成立⇒2011年7月:関係指令の適用方法に関する市中協議案を公表)**
 - EUで業務を行うファンド運用マネージャーに対する各国当局での認可制の導入
 - ファンド運用マネージャーを規制・監督(最低自己資本、レバレッジ制限、適切なリスク管理等)
 - EU域外のファンドの域内販売に条件付与(監督協力の取決め等)

米国債務上限問題

■ 背景・経緯

- **米国では国債の発行上限が法定されており、発行総額が上限に近接している状況ながら、民主党・共和党の政治的対立により、上限引き上げが未実施であった。上限が引き上げられない場合、他の資金調達手段を講じる必要があり、最悪の場合、デフォルトに至る。**
 - ・引き上げ前の上限額 14兆2,940億ドル(2010年2月の両院共同決議で引き上げられた額)
 - ・引き上げ前の発行総額 14兆2,939億7,500万ドル(2011年5月16日時点)
- 1月以降、ガイトナー財務長官が数次にわたり、両党の議会指導部に対し、上限到達の見通しを示す書簡を送付。「5月16日までに上限に達する」との見通しが示されるとともに、資金繰りのための「異例の措置」を講じた場合であっても「8月2日」にはデフォルトの危険があることを重ねて報告。
- **5月16日、上限に達し、「債務発行停止期間」に入ったため、異例の措置による発行枠確保を実施。**
 - ・州・地方政府の資金繰りのための非市場性債券の発行停止(5月6日より実施)
 - ・公務員年金基金の運用を国債から無利子の政府預金への一次切替え(5月16日以降実施)

■ 結果

- **8月2日、債務上限引き上げ法が成立。デフォルトを回避。**
 - 【引き上げ第1段階】 債務上限額を9,000億ドル引き上げ(8月2日、4,000億ドルの引き上げ実施済。9月に追加で5,000億ドルの引き上げ予定。)
 - 【引き上げ第2段階】 ①憲法に財政均衡要件を盛り込む修正案批准のために各州に修正案を12月までに送付した場合、債務上限額を1.5兆ドル引上げ。
 - ②①で修正案の送付に至らなかった場合でも、超党派委員会による財政赤字削減額が12月までに1.2兆ドルを超過すれば、当該赤字削減額と同額、1.5兆ドルを上限として債務上限額を引上げ。
 - ③①、②のいずれも満たされない場合、強制的に1.2兆ドルの赤字削減がなされ、債務上限額が1.2兆ドル引上げられる。

■ その後の米国関連の主な動き

- **8月5日、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)が米国債を最上位の「AAA」から「AA+」に格下げ。**
- **8月9日、FOMCが、フェデラル・ファンド(FF)金利誘導目標のレンジ(現行0%~0.25%)の据え置きを決定。同低金利政策を「少なくとも2013年半ばまで」継続する可能性に言及し、時間軸を明記。**

欧州債務問題

- 2010年 5月2日 ユーロ圏財務相会合、ギリシャ支援策に合意
⇒3年間で1,100億ユーロ(ユーロ圏加盟国から800億ユーロ、IMFから300億ユーロ)
- 5月9日 ECB、ユーロ圏国債・民間債券市場への介入実施を表明
- 5月10日 EU財相理事会、「欧州安定化メカニズム」創設に合意
⇒ユーロ圏加盟国へ総額5,000億ユーロの緊急支援枠組み
(IMFも2,500億ユーロ程度の資金支援を行うこととし、合計7,500億ユーロ程度)
- 7月23日 欧州、ストレステストの結果を公表
⇒ベンチマーク未達成は、停滞シナリオ時、7行(スペイン5行、ギリシャ1行、ドイツ1行)
- 11月28日 ユーロ圏財務相会合、アイルランド支援策に合意
⇒3年間で850億ユーロ(銀行システム支援に350億ユーロ、財政支援に500億ユーロ。銀行システム支援にアイルランド自身が175億ユーロ、それ以外は欧州が450億ユーロ、IMFが225億ユーロ。)
- 2011年 5月16日 ユーロ圏財務相会合、ポルトガル支援策に合意
⇒3年間で780億ユーロ(ユーロ圏加盟国から520億、IMFから260億ユーロ)
- 7月15日 欧州、ストレステストの結果を公表
⇒ベンチマーク未達成は、8行(スペイン5行、ギリシャ2行、オーストリア1行)
- 7月21日 ユーロ圏首脳会議、ギリシャ向け第2次金融支援に合意
⇒ユーロ圏加盟国とIMF、合わせて1,090億ユーロ。また、民間金融機関により370億ユーロ、債券買戻費用が126億ユーロ。
- 8月7日 ECB、証券市場プログラムの積極的な実行を表明
⇒流通市場におけるイタリア、スペイン両国の負債を買取りとの報道。
- 8月16日 独仏首脳会談で、欧州経済危機への対策を提案
⇒ユーロ圏共通「経済政府」の樹立、金融取引税の創設、ユーロ加盟国の憲法等への財政均衡規定の導入、独仏の法人税の課税ベース・税率の共通化を提案。

欧州ストレステストのポイント

○ 対象金融機関：欧州金融機関91行（EUの銀行部門の総資産の65%を構成）

○ 対象期間：2011年、2012年の2年間で査定対象

○ 査定前提：

・マクロ経済環境の前提

実質GDP成長率（EU27カ国、停滞シナリオ）：2011年▲0.4%、2012年0.0%（停滞シナリオは、標準シナリオから2年累計で4%ポイントの乖離幅としており、前回テスト（3%ポイント）よりも大きな乖離幅。）

・保有国債における損失率の前提（トレーディング勘定）

【10年物国債のスプレッド拡大幅とヘアカット率】

	ギリシャ	アイルランド	ポルトガル	スペイン	イタリア
スプレッド拡大幅	462bp	258bp	326bp	164bp	137bp
ヘアカット率	25.2%	19.1%	22.3%	14.6%	13.1%

・最低自己資本基準：コアTier1比率で5%を基準として設定

○ 査定結果：

今回のストレステストの基準であるTier1比率5%にとどかなかつた銀行が8行（スペイン5行、ギリシャ2行、オーストリア1行）で、不足コアTier1資本額は合計25億ユーロ。尚、2011年4月末までに行われた資本増強措置は反映されている。

○ テスト結果を受けた対応

(1) コアTier1比率が5%未満の8行

2011年10月15日までにコアTier1比率5%達成に必要な資本増強計画を提出することが要求される。

当局が同意した資本増強計画を原則として2011年末までに完全実施。

(2) コアTier1比率が辛うじて5%を上回るものの、多額のソブリン・エクスポージャーを抱える銀行（該当銀行は非開示）

2011年10月15日までに資本強化措置（配当制限、レバレッジの縮小、増資、質の低い資本をコアTier1資本へ転換等）を策定することが

期待される。資本強化措置は、2012年4月15日までに完全実施されるものである必要。

(3) フォローアップ

EBAは、2011年8月から12月の間、銀行及び各国監督当局が講じる措置を検証するとともに、2012年2月と6月に、その実施状況についての報告書を公表。

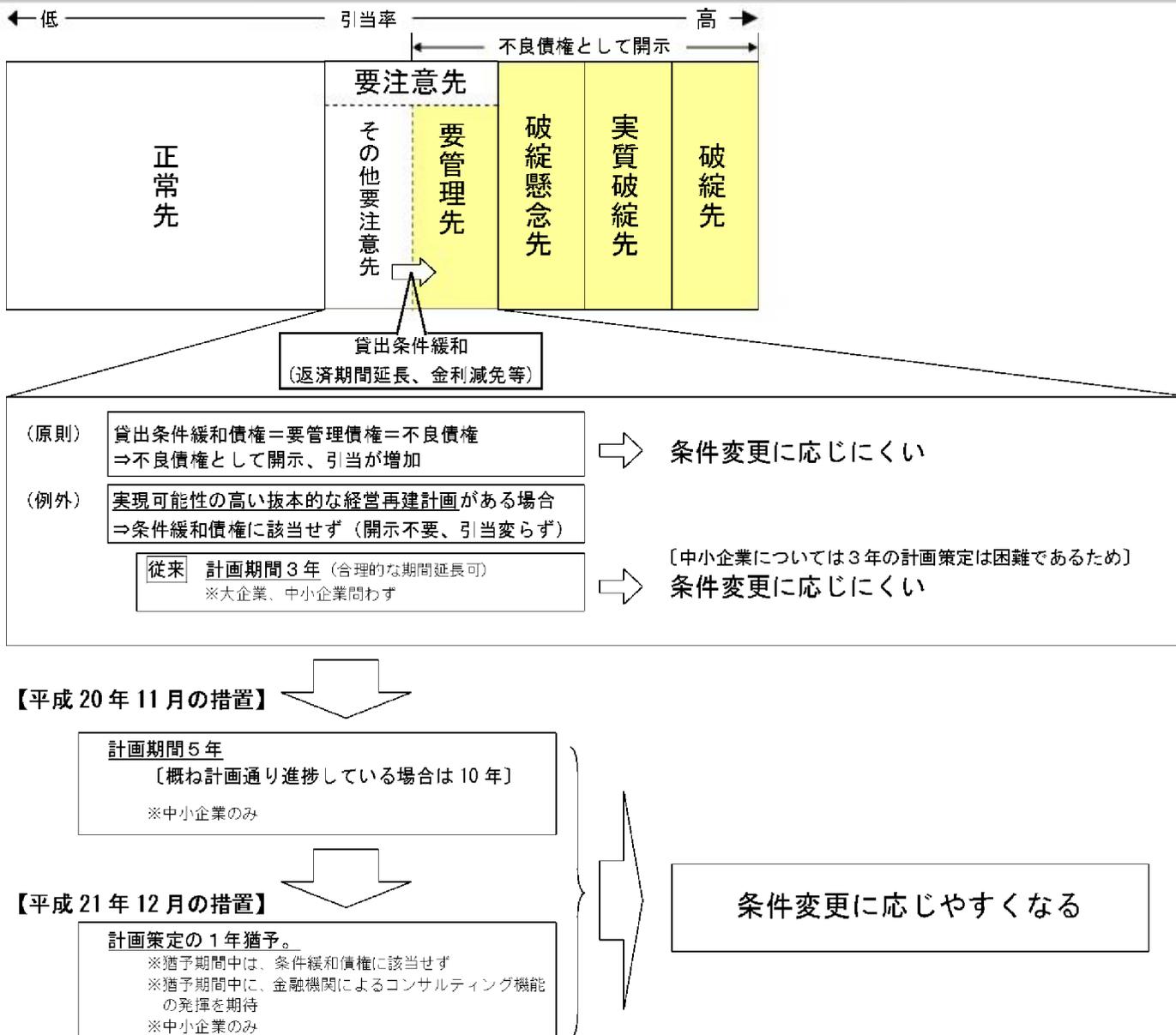
IV.金融の円滑化

(説明資料未掲載分)

中小企業金融の円滑化に向けた主な取組み

制度面の取組み	実態把握・金融機関への要請等
<p>20年9月 「中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について」を公表</p> <p>20年11月 「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行なわれるための措置」を公表</p> <p>20年12月 <u>改正金融機能強化法の施行</u> 同法に基づく国の資本参加を実施（11金融機関、総額3,090億円[22年9月現在]）</p> <p>21年3月 「金融円滑化のための新たな対応について」を公表（<u>特別ヒアリング・集中検査の実施、金融機能強化法の活用促進等</u>）</p> <p>21年12月 <u>中小企業金融円滑化法の施行、金融検査マニュアル、監督指針の改定</u></p> <p>23年3月 <u>中小企業金融円滑化法の延長</u></p>	<p>20年5月～ 全国の財務局を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、<u>四半期毎にアンケート調査を実施</u></p> <p>20年10月～ 中小企業庁と合同により、全国各地で中小企業者との<u>中小企業金融に関する意見交換会を開催</u></p> <p>20年12月、21年3月 <u>年末・年度末の金融円滑化を要請</u>（金融担当大臣等と金融機関トップとの意見交換会、文書による要請）</p> <p>21年9月、11月 金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、業況、資金繰り等について、<u>直接中小企業等からヒアリングを実施</u></p> <p>21年12月、22年3月 <u>年末・年度末の金融円滑化を要請</u>（金融担当大臣等と金融機関トップとの意見交換会、文書による要請）</p> <p>22年9月 金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、業況、資金繰り等について、<u>直接中小企業等からヒアリングを実施</u></p> <p>22年12月、23年2月 <u>年末・年度末の金融円滑化を要請</u>（金融担当大臣等と金融機関トップとの意見交換会、文書による要請）</p>

貸出条件緩和債権の見直しについて



セーフティネット保証(5号)の概要

(1)保証割合

- ・100%保証

(2)保証限度額

- ・一般保証とは別枠で利用可能。無担保8千万円、最大で2億8千万円。(8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応)

(3)対象者

- ・特に業況の悪い業種(平成23年度上半期は82業種)に属し、かつ、売上高が一定程度以上減少していること(前年同期比5%以上減少等)などについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

<業種基準>

平成23年度上半期において82業種(原則全業種)を対象。

※平成23年度下半期については、平成23年4～6月期の業況データを基に、業種を見直す予定。

<企業基準>

(売上高等に係る基準)

①最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。
※平成23年度上半期の売上高等に係る基準については、上記①の基準か、又は以下の②の基準のいずれかを満たすことが要件。

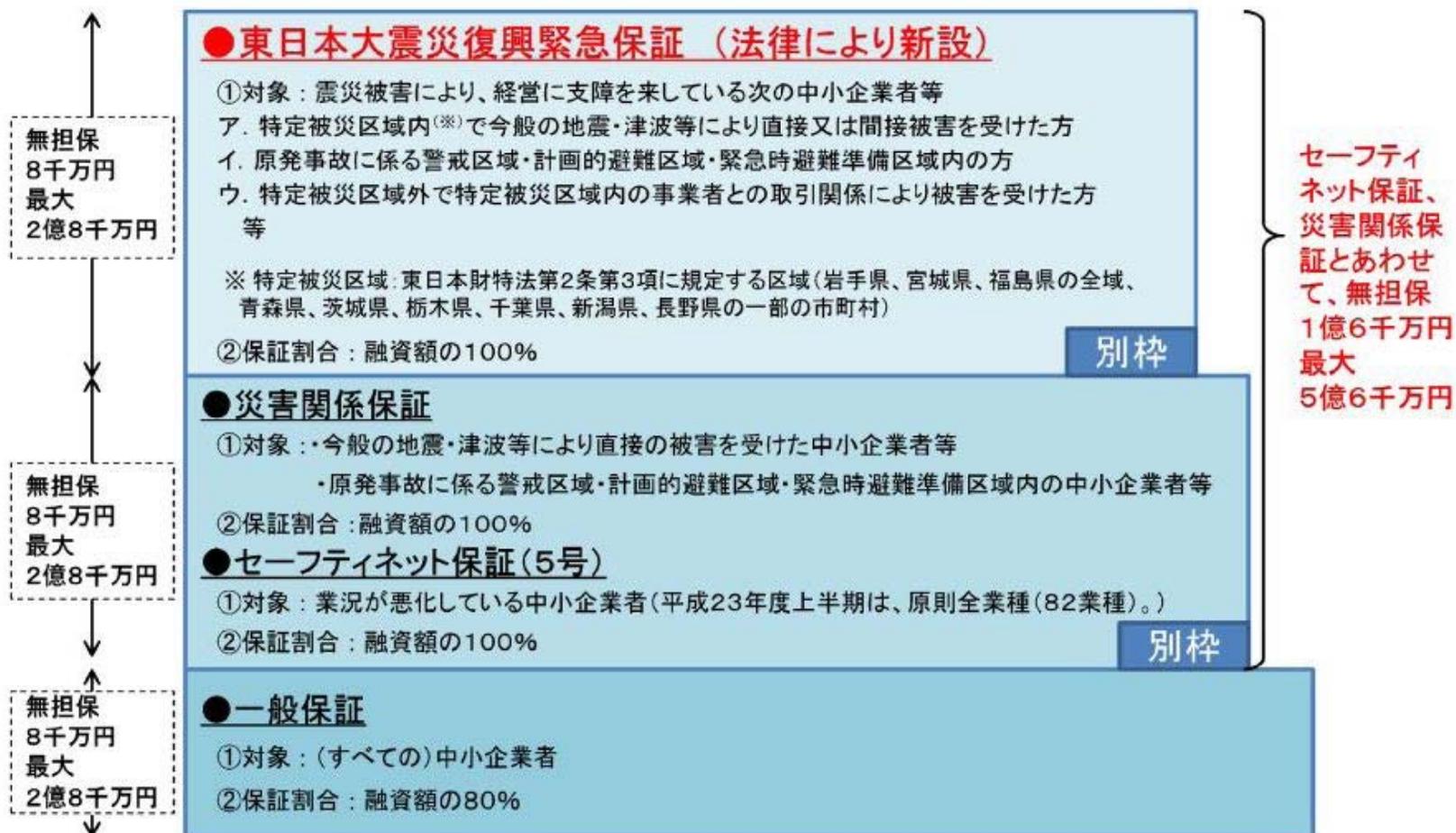
②平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間(注1)の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる(注2)こと。

注1:平成23年3月又は同年4月に限る。

注2:実績が集計されている月については実績値で市区町村に申請。

東日本大震災復興緊急保証の概要①

- ・直接被害を受けた中小企業者に加えて、全国的な震災被害対策として、3階建ての信用保証枠を用意。
- ・一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関係保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能。



V. その他

金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)

ベター・レギュレーションの4つの柱

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
2. 優先課題の早期認識と効果的対応
3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

ベター・レギュレーションの当面の5つの取組み

1. 金融機関等との対話の充実
2. 情報発信の強化
3. 海外当局との連携強化
4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握
5. 職員の資質向上

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

金融が実体経済を支える必要

金融自身が成長産業として経済をリードする必要

我が国資本市場及び金融業の基盤強化が課題

多様で円滑な資金供給の実現

ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る開示制度等の整備

- 目論見書の交付方法の弾力化 等
- ⇒ **上場企業等の増資手法を多様化**

コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

- コミットメントラインの借主の範囲を、大会社等以外にも拡大
- ⇒ **中堅企業等に新たな資金調達手法を提供**

銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁

- 銀行・保険会社等金融機関の子会社等において容認されているファイナンス・リースの提供を、本体にも解禁
- ⇒ **中小企業等がワンストップサービス**を享受

国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

- 顧客がプロ等に限定される場合には投資運用業の登録要件（最低資本金等）を一部緩和 等
- ⇒ **投資運用業の立上げを促進**

資産流動化スキームに係る規制の弾力化

- 資産流動化計画の変更手続等の簡素化や資産の取得に関する規制緩和 等
- ⇒ **都市再開発等のための資金調達の手続等を簡素化**

英文開示の範囲拡大

- 外国会社等による英文開示について、対象とする開示書類の範囲を有価証券届出書等に拡大
- ⇒ **外国企業の我が国への上場促進**

市場の信頼性の確保

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

- 無登録業者による未公開株等の売付けを原則として無効に
- 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止
- 無登録業者に対する罰則を引上げ 等
- ⇒ **未公開株等の投資者被害を抑止**

投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

- 登録拒否事由に人的構成要件を追加
- ⇒ **投資者被害の発生を抑止**

1. 上場企業等の増資手法を多様化 <ライツ・オファリングに係る制度整備>

ライツ・オファリングとは株主全員に「新株予約権」を無償で割り当てることによる増資手法

既存株主の公平な取扱いに配慮した増資手法、投資者保護の観点から積極的活用を求める声

改正

目論見書の交付方法の弾力化

株主全員に対する
目論見書の作成・
交付を不要に



期間短縮
コスト負担軽減

証券会社による、未行使分の新株予約権の取得・行使を「有価証券の引受け」と位置付け
(適切な引受審査の義務付けなどの規制を課す)



「有価証券の引受け」の範囲の見直し
投資者保護
資本市場の健全性確保

2. 中堅企業等に新たな資金調達手法を提供 <コミットメントラインの借主の範囲拡大>

コミットメントライン契約（特定融資枠契約）とは、貸主が一定の期間及び金額の融資枠を設定し、借主がそれに対し手数料を支払う契約

- 大会社（資本金5億円以上又は負債200億円以上の株式会社）
- 資本金3億円超の株式会社
- 有価証券報告書提出会社 等

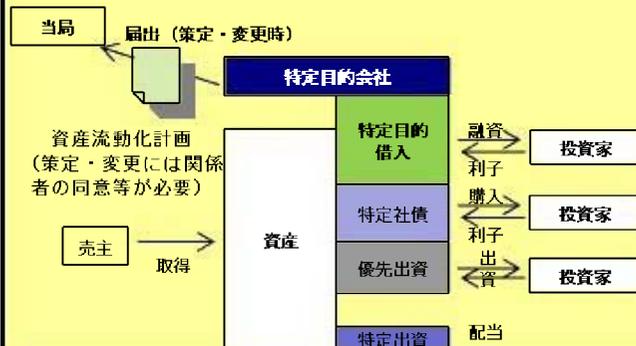
拡大

改正

- 純資産10億円超の株式会社
- 大会社等の子会社
- 金融機関（証券会社・貸金業者等） 等を追加

3. 都市再開発等のための資金調達の手続等を簡素化 <資産流動化スキームに係る規制の弾力化>

資産流動化スキームとは、予め定められた計画（資産流動化計画）に基づき、投資者から資金を集めて資産を取得し、資産から生じるキャッシュフローを分配するスキーム



・計画の変更
手続等が煩雑、
・規制が過剰、
との指摘

改正

- 資産流動化計画の変更届出義務・手続の緩和
(変更届出義務の一部免除等)
- 資産の取得に係る規制の見直し
(備品等の分別管理義務等の免除等)
- 資産流動化の応用スキームの促進
(特定目的信託の仕組みを利用したイスラム債の
発行を促進するための制度整備)

4. 外国企業の我が国への上場促進 < 英文開示の範囲拡大 >

- 英文開示とは、外国会社の英語による有価証券報告書等の提出を可能とする制度

外国会社が上場しやすい環境を整備し、投資者の投資機会を拡大する必要



5. 未公開株等の投資者被害を抑止 < 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応 >

取引の無効ルールの創設

- 無登録業者が非上場会社等の株式・社債等の売付けを行った場合、その売買契約を原則無効に

その他の措置

- 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止
- 無登録業者に対する罰則の引上げ

(注) 未公開株に関する相談件数(国民生活センター調べ)

2007年度:2,615件 2008年度:3,071件 2009年度:6,114件 2010年度(12月末現在):5,362件(前年同期3,257件)

金融審議会について

政務三役を中心とする金融庁の政策判断に資する検討を専門的な観点から行う諮問機関であることを明確化し、委員について大幅な見直し・縮減を図る(委員選任を選任(1月24日))。

諮問事項

○我が国金融業の中長期的な在り方についての検討

我が国金融機関の国際競争力の強化、地域経済における金融機能の向上、更には両者があいまって我が国経済・金融業の一層の発展を図るための中長期的な課題等について検討。

○保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等についての検討

保険会社による外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直しを含む保険会社のグループ経営の向上に資するような規制の在り方等について検討。

○インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討

インサイダー取引規制に係る合併等の重要事実に係る軽微基準及び決算情報変更に係る重要事実について、上場会社等が純粋持株会社である場合には連結ベースの決算値を基準とするような特例を設けること等について検討。

委員

(会長) 吉野 直行(慶應義塾大学経済学部教授)

秋池 玲子(ポストンコンサルティンググループパートナー
& マネージング・ディレクター)

大崎 貞和((株)野村総合研究所主席研究員)

太田 克彦(新日本製鐵(株)執行役員)

沖野 眞己(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

小島 茂(日本労働組合総連合会総合政策局長)

川波 洋一(九州大学大学院経済学研究院教授)

神作 裕之(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

神田 秀樹(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

黒沼 悦郎(早稲田大学大学院法務研究科教授)

河野 栄子(DIC(株)社外取締役)

齊藤 誠(一橋大学大学院経済学研究科教授)

洲崎 博史(京都大学大学院法学研究科教授)

田島 優子(弁護士、公認会計士・監査審査会委員)

永沢 裕美子(Foster Forum 良質な金融商品を育てる会)

家森 信善(名古屋大学大学院経済学研究科教授)

貸金業法改正の背景・内容

多重債務問題の深刻化：平成19年2月末時点で5件以上の利用者は**約180万人**、こちらの者の平均借入総額は**約240万円**

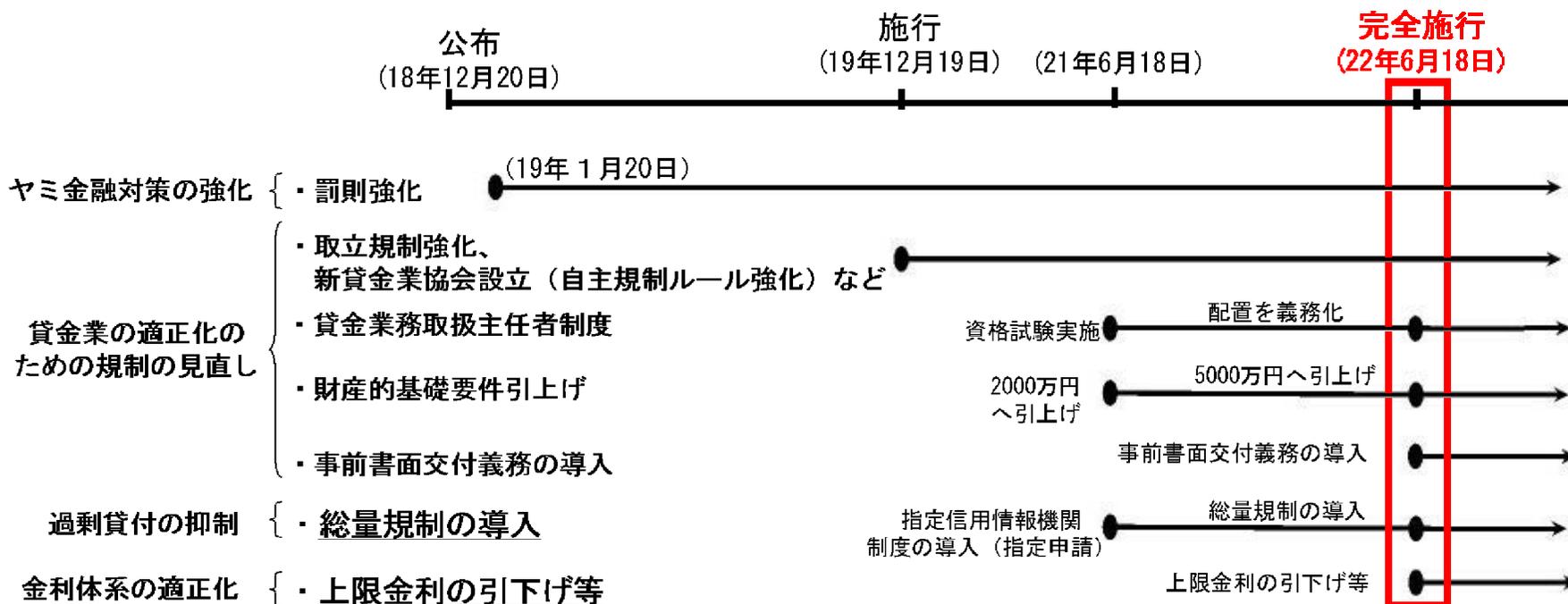
(注) 数値には、リボルビング契約の契約者で残高のない者及び既に自己破産して残高のない者は含まれていない。
(データ出典：全国信用情報センター連合会(現日本信用情報機構)の保有データ)

※多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・高金利
- ・商品性(借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム)
- ・過剰な貸付け(貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分)
- ・借り手の金融知識・計画性の不足 等

多重債務者の発生を防ぐことを目的として、貸金業法制定以来の抜本改正(平成18年12月13日成立)

- ① 貸金業の適正化のための規制の見直し(参入規制・行為規制の強化等)
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等(年収の3分の1を超える借入れは原則禁止)
- ③ 金利体系の適正化、④ ヤミ金融対策の強化



改正貸金業法完全施行後の状況①(借り手の状況)

金融庁・財務局・日本貸金業協会における1日あたりの相談・苦情件数



(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」

(注) 1月から2月の増加の原因は、日本貸金業協会に寄せられた苦情・相談において、特定の協会員が発信した顧客向けの案内文書に関する問い合わせが急増したことによる。

貸金業利用者の一人当たり残高金額及び5件以上無担保無保証借入の残高がある人数

		19年3月末	20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末
1人当たり残高金額	万円	116.9	106.6	95.7	79.7	67.1
5件以上無担保無保証借入の残高がある人数	万人	171	118	73	84	70

(出典) 株式会社日本信用情報機構

(注) 平成21年3月末までは全国信用情報センター連合会(現株式会社日本信用情報機構)の情報。平成22年3月末以降は株式会社日本信用情報機構の情報並びに同社と合併した株式会社テラネット及び株式会社シーシービーの情報に基づくもの。

総量規制抵触者の割合

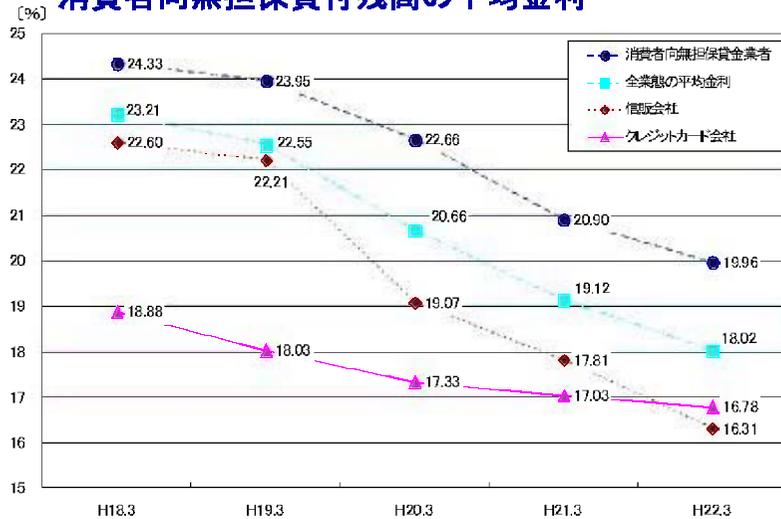
	22年3月	22年11月	23年4月
貸金業者に借入残高あり	28.5%	26.7%	26.6%
消費者金融に借入残高あり	42.1%	44.0%	40.4%
消費者金融以外に借入残高あり	22.9%	18.2%	22.8%

(出典) インターネット調査会社への委託調査(対象は貸金業利用経験者)

(注) 「消費者金融以外に借入残高あり」とは、「クレジットカード会社のキャッシング・カードローン」、「商工ローンからの借入れ」、「手形割引業者からの借入れ」のいずれかに借入残高がある者を指す。

改正貸金業法完全施行後の状況②(貸し手の状況)

消費者向無担保貸付残高の平均金利



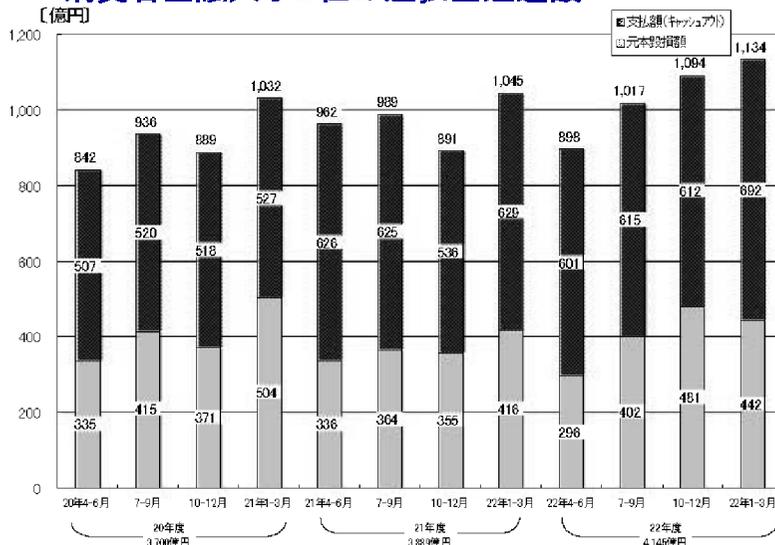
(出典) 業務報告書に基づき作成。

貸金業者の貸付残高



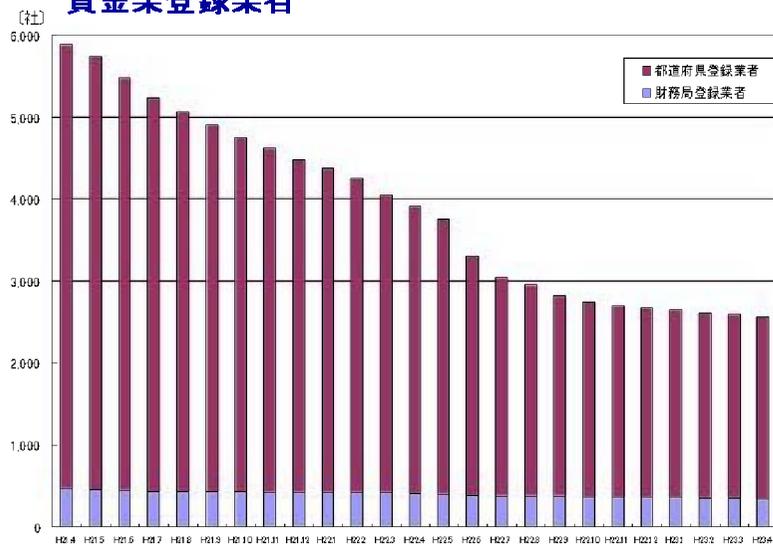
(出典) 業務報告書に基づき作成。

消費者金融大手3社の過払金返還額



(出典) 各社の公表決算資料より作成。

貸金業登録業者



(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」

改正貸金業法完全施行後の状況③(その他関連する指標)

ヤミ金に係る苦情等受付件数

		19年度	20年度	21年度	22年度
合計		14,942	14,243	8,267	7,139
	金融庁	1,000	572	362	363
	各財務局	6,394	4,669	2,299	1,571
	都道府県	7,548	9,002	5,606	5,205

(出典) 金融庁「貸金業関係資料集」

ヤミ金検挙数

	19年	20年	21年	22年
検挙事件数	484件	437件	442件	393件
検挙人数	995人	860人	815人	755人

(出典) 警察庁「平成22年中における生活経済事犯の検挙状況等について」等

自殺者のうち多重債務が理由となっている者

	19年	20年	21年	22年
多重債務が理由となって自殺した人数 〔人〕	1,973	1,733	1,630	1,306
全自殺者のうち、多重債務が理由となっ て自殺した者の割合〔%〕	5.96	5.37	4.96	4.12

(出典) 警察庁「平成22年中における自殺の概要資料」等

市区町村の多重債務相談窓口設置状況

	H20.3	H21.3	H22.3	H22.9
多重債務相談窓口が設置されている市 区町村数〔市区町村〕	1,515	1,619	1,626	1,627
多重債務相談窓口が設置されている市 区町村の割合〔%〕	84	90	91	92

(出典) 財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況について